

公表版

多可町いじめ調査委員会

調査報告書

平成31年3月31日

目 次

はじめに	1
第1 調査目的・方法、活動経過	3
1 調査目的・方法	3
2 活動経過	3
第2 認定した事実	5
1 事案の概要	5
2 当該児童の在籍状況	6
3 当該児童の小学校4年生の状況・当該児童をめぐる出来事	6
(1) 4年組における児童を中心としたグループの形成とグループの状況	6
(2) 当該児童が胸の見せ合いに関わっている件（2学期～3学期）	6
(3) 当該児童が衣服を脱がされた（脱がされそうになった）件（2学期～3学期）	7
(4) 当該児童が児童から蹴られた件（2学期）	8
(5) 当該児童がグループ内で仲間はずれにされた件（2学期）	8
(6) グループ外の他の児童と一緒にいることを制限された件（2学期～3学期）	8
(7) 児童に筆箱を投げつけた件（3学期）	9
(8) 当該児童がストーブで児童のドリルを焼いた件（3学期）	10
(9) 当該児童が保健室を訪問した件（3学期）	11
(10) 当該児童が児童の足を蹴った件（3学期）	11
(11) 当該児童の「友だちアンケート」への記述（2学期～3学期）	12
(12) ストレスチェックの結果（2学期）	12
(13) 当該児童の日記（2学期）	12
(14) 当該児童がグループから抜けようと考えだしていたこと（3学期）	13
4 当該児童の家庭の状況（母親の入院）	14
5 春休みの状況（当該児童が残した日記など）	14
(1) A4の紙に記載されたメモ	14
(2) 交換ノート	15
(3) 歌詞風のメモ	16
6 当該児童の小学校5年生の状況・当該児童をめぐる出来事	16
(1) 5年時のクラス替えの状況、登校時の状況	16
(2) 当該児童が児童から蹴られた件（平成29年4月中旬）	17
(3) 遠足の予備日（平成29年4月20日）における当該児童の孤立	17
(4) 「友だち紹介（他己紹介）」での孤立（平成29年4月中旬）	18
(5) グループ外の他の児童と一緒にいることを制限された件	18
(6) 当該児童が外で遊ばず、教室内で一人で読書をするようになったこと	19

(7)	当該児童の状況に対する学校側の認識	19
(8)	家庭訪問時における当該児童の母親からの要望（平成29年4月28日）	19
(9)	タブレットを■児らに使われた件（平成29年4月29日）	20
(10)	自然学校が予定されていたこと	20
(11)	同じキャミソールに揃えるよう指示された件.....	20
(12)	自死直前（平成29年4月30日及び5月1日）の行動.....	21
(13)	5年時の振り返りノート	21
第3	当該児童に対するいじめの有無、その具体的内容.....	23
1	いじめの定義、いじめの把握方法	23
2	当該児童が属していた女子グループと■児に対する考察.....	25
3	4年時における当該児童に対するいじめの有無.....	27
4	5年時における当該児童に対するいじめの有無.....	29
5	小括	31
第4	自死の要因（「いじめ」と自死との関係）	31
1	確固たる意思に基づく自死であると考えられること.....	31
2	小・中学生の自殺の男女別原因	32
3	当該児童が自死した要因	33
(1)	中井久夫「いじめの政治学」	33
(2)	当該児童の自死に至るまでの心理的経過.....	34
(3)	いじめ以外の自死の要因の有無	40
4	小括	43
第5	自死に至るまでの教育委員会、学校、教職員の問題点とかかる問題点克服のための提言 ...	44
1	いじめアンケート（友だちアンケート）の問題点と問題点克服のための提言.....	46
2	ストレスチェックの問題点と問題点克服のための提言.....	47
3	引き継ぎの問題点と問題点克服のための提言.....	48
4	クラス替えの問題点と問題点克服のための提言.....	49
5	いじめへの対応の問題点（見守りに終始し積極的な対応がとられていないこと、いじめを我慢している子を見抜けなかったこと）と問題点克服のための提言.....	51
6	保護者との連携不足と問題点克服のための提言.....	52
第6	本委員会の提言（「いじめ」に対し、単なる傍観者も「いじめ」の加害者であることの周知徹底を！）	54
第7	「仲間はずれ」、「囲い込み」「拘束」が「いじめ」であることの認識を徹底させること、それが加害者が内省を深める契機にもなること.....	58
	おわりに	61

はじめに

平成29年5月、多可町立■■■■小学校に在籍する当時5年生の女子児童（以下「当該児童」という。）が自ら命を絶つという大変痛ましい事案（以下「本件」という。）が発生した。

多可町教育委員会は、本件をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）28条1項に規定する重大事態に該当するものと位置づけ、多可町いじめ問題対策委員会設置条例（平成29年多可町条例第18号）に基づき、平成29年7月23日に教育委員会の附属機関として多可町いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置、対策委員会は、平成30年6月17日、調査報告書を作成し、教育委員会への答申を行った。

しかし、答申後の平成30年7月24日、当該児童の両親（以下「遺族」ないし「両親」という。）の代理人から、再調査の申し出があり、多可町では、この申し出を受け、平成30年8月22日にいじめ防止対策推進法30条2項の規定により再調査を実施することを決定し、多可町いじめ調査委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

本委員会は、それぞれの職能団体等から推薦を受けた医師（大学教授）、臨床心理士（大学教授）、社会福祉士（大学准教授）、弁護士2人の計5人の委員、2人の調査補助員（いずれも弁護士）から構成された。

町長から本委員会への諮問された事項は、「いじめ防止対策推進法及びいじめ防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に従って、当該事案における自死に至るまでの事実関係を明らかにし、自死といじめとの関係を調査」し、「その結果を踏まえ、再発防止についての提言」を行うことである。

本報告書は、上記諮問事項についての調査を実施し、その結果を検討、協議した結果をまとめたものである。

後述するとおり、対策委員会が行った詳細な調査結果を踏まえ、必要な事項については再調査を行った上で、当該児童の自死に至るまでの事実関係、自死の要因として考えられる事項を明らかにし、その結果を踏まえ、再発防止についての提言を行い、最後に分析結果についてのまとめを行った。

調査にあたって御協力頂いたご遺族、ご遺族の代理人、児童及びその保護者の方々、教職員の皆様に心より感謝申し上げますとともに、後でも述べるとおり、本委員会が年度内に報告書を取りまとめることができたのは、対策委員会が全児童向けのアンケート調査および延べ60人を超える関係者への聞き取り調査を実施し、その結果が資料として残されており、その調査結果の大部分を本委員会でも援用することができたことによるところが極めて大きかったことを申し添えておきたい。長期間にわたり相当に詳細な調査を行い、事実関係の解明、同種問題再発防止のために必要

な取り組みの検討に努められてきた対策委員会の委員の方々に、ここで敬意を表する次第である。

対策委員会の報告書も冒頭で述べていることであるが、本委員会の委員も、調査補助員を含め全員が、当該児童のご冥福をお祈りするとともに、本報告書が、同種事案が二度と繰り返されないために活かされること、本件を契機に制定された「多可町いじめ防止等に関する条例」の前文が述べるとおり、多可町において、「それぞれ一人の人間としてかけがえのない存在であり、将来のまちづくりを担う町の大切な宝」である子どもたちが、「いじめ」のない社会の中で、健やかに成長できる環境を作るうえでの一助となることを切に願う次第である。

平成31年3月31日

多可町いじめ調査委員会

委員長	吉田竜一（弁護士）
副委員長	加藤恵一（弁護士）
委員	稲垣由子（医師）
委員	徳田仁子（臨床心理士）
委員	野口啓示（社会福祉士）
調査補助員	石塚順平（弁護士）
調査補助員	石原浩史（弁護士）

第1 調査目的・方法、活動経過

1 調査目的・方法

本委員会の調査の目的は、町から諮問を受けた事項を明らかにすること、すなわち、本件における当該児童の自死に至るまでの事実関係を明らかにした上で、自死といじめとの関係を明らかにすること、そして、その判断結果を踏まえ、再発防止についての提言を行うことである。

そして、調査の方法であるが、町からの諮問では、調査結果については、年度内を目途に報告することを求められており、時間が相当程度限られていたこと、遺族の代理人からも、再調査を求めるに際し、再調査をする上で特に重要と考えている点が具体的に特定されており、すべての点について再調査を行うのではなく、対策委員会の調査結果で問題がないと考えられる点については、これを活用して、効率的な調査を行って欲しい旨が上申されていたこと、本件においては、学校と教育委員会が行った調査をもとに基本調査資料が作成され、また、対策委員会も全児童向けのアンケート調査および関係者への聞き取り調査を行い、かかる調査に基づいて対策委員会としての調査報告書を作成していたこと、以上の諸点を踏まえ、まず、基本調査資料、対策委員会が行ったアンケート調査の結果、関係者への聞き取り調査の結果、対策委員会の調査報告書を精査し、活用できる調査結果については、これを踏まえた判断を行うとともに、特に遺族から重点的な再調査を求められた事項を解明する上で必要な範囲での聞き取り調査を行った。

具体的に本委員会が改めて事情聴取を行ったのは、遺族（両親）、教職員2名、児童4名の8名である。

また、平成31年1月6日には、全委員で学校の構造等を確認するために■■■■小学校の校舎、運動場を現地で視察するとともに、学校から当該児童が居住する地域までの通学路についても視察を行った。

以上の調査結果を踏まえて、本委員会としての当該児童が小学校4年生になってから自死するまでの事実確認を行い、当該児童が自死に至る過程や心理の検証を行った。そして、その上で、二度と同種事案が繰り返されることのないよう、今後の再発防止について審議し、審議の経過と調査結果については、できる範囲で遺族に説明を行うよう努めた。

2 活動経過

回数	種別	開催日	内容
第1回	会議 (1)	平成30年11月19日(月)	委嘱状の交付、町からの諮問、委員長選出、今後の調査及び協議内容検討ほか

第2回	会議 (2)	平成30年12月4日 (火)	対策委員会の調査報告書の検討、本委員会が作成する調査報告書の骨子についての協議ほか
第3回	会議 (3)	平成30年12月9日 (日)	再事情聴取の対象者についての協議、本委員会が作成する調査報告書の骨子についての協議ほか
第4回	会議 (4)	平成30年12月24日 (月)	遺族代理人からの要望事項についての検討、遺族への聴取事項についての検討ほか
第5回	会議 (5) 調査 (1)	平成31年1月6日 (日)	学校、通学路の現地調査、遺族への再事情聴取、今後の調査の進め方についての協議ほか
第6回	会議 (6)	平成31年1月14日 (月)	調査報告書(たたき台)の検討、再事情聴取者に対する聴取事項の確認ほか
第7回	会議 (7)	平成31年1月27日 (日)	調査報告書(たたき台)の検討、再事情聴取者に対する聴取事項の確認、今後の日程の確認ほか
第8回	会議 (8)	平成31年2月1日 (金)	調査報告書(たたき台)の検討、再事情聴取者に対する聴取事項の確認ほか
第9回	会議 (9)	平成31年2月11日 (月)	調査報告書(たたき台)の検討、再事情聴取者に対する聴取事項の確認ほか
第10回	会議 (10) 調査 (2)	平成31年2月23日 (土)	教員、児童計6名に対する再事情聴取、再事情聴取の内容の確認ほか

第 11 回	会 議 (11)	平成 31 年 3 月 2 日 (土)	教員、児童計 6 名に対する再事情聴取結果に対する評価についての協議、調査報告書完成に向けての作業
第 12 回	会 議 (12)	平成 31 年 3 月 10 日 (日)	調査報告書完成に向けての作業
第 13 回	経過報告(1)	平成 31 年 3 月 14 日 (木)	遺族代理人への調査結果及び調査報告書の説明
第 14 回	経過報告(2)	平成 31 年 3 月 25 日(月)	遺族及び遺族代理人への調査結果及び調査報告書の説明、質疑応答
第 15 回	会 議 (13)	平成 31 年 3 月 31 日 (日)	調査報告書の答申

第 2 認定した事実

本委員会が認定した事実はつぎのとおりである。

前述したとおり、本件については、学校と教育委員会によって基本調査資料が作成されているのに加え、対策委員会が、全児童向けのアンケート調査および関係者への聴き取り調査等、相当詳細な調査を行った上で、その調査結果をまとめた資料も作成されているところ、その調査、作成された資料は相当詳細なものであった。

本委員会は、こうした資料を精査した上で、遺族の要望等を踏まえ、必要と思われる範囲での再調査（関係者への再度の聴き取り等）を行ったが、本委員会が認定した事実も、基本的には対策委員会が認定した事実と大きく異なるところはない。

ただし、対策委員会では、当該児童が属するグループの中で■児と■児はいじめられる側になったことはない旨の事実、■児らが玄関、階段、靴箱付近で休み時間に当該児童の行動を見張っていた時期は 5 年生になって以降との事実を認定しているが、本委員会の再調査の結果、■児もいじめられる側になっていた時期があり、したがって、当該児童が属していたグループの中で、専らいじめられる側に立っており、いじめられる側に立ったことがないのは■児だけであること、■児らが、休み時間に当該児童の様子を見張っていた場所は、校舎の玄関と運動場の間に設置された運動場全体を見渡せる外階段で、見張り行為の開始時期は 4 年時の 2 学期からであることが明らかになった。当該児童が自死した経緯、自死の原因を考察するについては、上記の 2 点について本委員会が認定した事実を前提に考察を行う。

1 事案の概要

平成 29 年 5 月 1 日 (月) 午後 8 時頃、多可町立■■■■小学校 5 年生の当該児童が、自宅において、自死を図った。家族が発見し、■■■■病院に救急

搬送されたものの、翌5月2日（火）午後9時40分、死亡が確認された。

2 当該児童の在籍状況

■小学校の4年時校長は、■（以下「■前校長」という。）、担任は■（以下「■4年時担任」という。）、5年時校長は、■（以下「■現校長」という。）、担任は■（以下「■5年時担任」という。）であった。

3 当該児童の小学校4年生の状況・当該児童をめぐる出来事

(1) 4年■組における■児を中心としたグループの形成とグループの状況

平成28年4月に3校が統合して新しい学校となった当初は、それぞれの児童がお互いを探り合っているような状態であった。

統合前の■小学校では、特定のグループは存在しなかったものの、■児が周りの児童に対し、指示するなど一定の影響力を有していたが、統合後、■小学校で■児と関係のあった女子は、■児と一緒にいることが不快になり、■児と距離を取るようになった。

その一方で、当該児童の所属する4年■組では、交流学习で親交があった■小学校の女子が■児と近づくようになったところ、その中で、統合前の■小学校ではリーダー格であった■児が■児と仲良くなり、その後、■児、当該児童が女子グループに入った。

このようにして1学期の終わり（平成28年7月初旬頃）には、■児を中心に、■児、当該児童、■児、■児、■児、■児によってひとつの女子グループが形成された。

この女子グループには、他の女子児童が加わったり、離脱したりすることもあったが、基本的には閉鎖的なグループであった。

形成された女子グループの内部では、無視をしたり、悪口を言ったり、1人ずつ仲間はずれにされることが、断続的に行われていた。仲間はずれ等を言い出すのは■児であり、■児が被害者側に回ることにはなかったが、他の女子グループのメンバーは、■児に攻撃されたり、グループから外されたくないという思いから、■児の心情を察し、仲間はずれにする側で行動をすることがあったものの、時に自らがいじめられる側になっていた。

■小学校出身で、それまでグループに属していた■児、■児、■児は、このような状況が嫌で、3学期にはグループから抜けている。

一方、■組では、女子はいくつかのグループに分かれ、それほど強弱のある関係ではなかったようである。

(2) 当該児童が胸の見せ合いに関わっている件（2学期～3学期）

■児、■児、■児、■児、■児、■児、当該児童らは、トイレの入り口や手

洗い場付近で、シャツを上げて胸を見せたり、相手の子の服をサッとめくり上げて胸を見せ合ったりした。また、トイレの個室に入って、数人で見せ合いをした女児もいた。

この件は、平成29年4月22日に保護者から学校への連絡で発覚し、平成29年6月に、学校から児童への聴き取りで事実確認がなされた件であるが、胸の見せ合いが行われていたのは具体的な日時、回数は特定できないものの、4年時の2学期から3学期にかけて、1回ではなく、複数回行われているようである。

多くの胸の見せ合いの場を取り仕切っていたのは■児のようであり、当該児童が、胸の見せ合いの場にいたのか否かについては、対策委員会の聴き取りにおいて、「当該児童はいなかった」と述べる児童と「当該児童もいた」と述べる児童がいるが、■児は明確に当該児童もいたことがある旨を述べていること、この件が1回だけでなく、当該児童がいなかった時もあると考えられ、そうであれば、「当該児童はいなかった」と述べる児童がいてもおかしくはないことに鑑みれば、当該児童も胸の見せ合いの場にいたことがあると考えるのが妥当である。

もともと、対策委員会の聴き取りにおける、「この件について、嫌だと言えない雰囲気があったかどうか」の質問に対し、「そのような雰囲気があった」とうなずく児童もいたし、「嫌だった」と明確に述べる児童もいたが、当該児童がこの件についてどのような思いを持っていたのかということについては、本委員会においても特定するに至らなかった。

(3) 当該児童が衣服を脱がされた（脱がされそうになった）件（2学期～3学期）

4年時の2学期あるいは3学期には、集団で児童の衣服を脱がせる件が2件行われている。

1件目は、■児、■児、■児、当該児童、■児、■児、■児の女児7名が関係したもので、体育の着替えをしていた際、まず1人目の女児（■児）が■児に指示された女児たちに手や足を押さえつけられ、ズボンと下着を脱がされたというものである。■児はそれらを持って教室内を走り回り、次に、2人目の女児（■児）が同様に、ズボンと下着を脱がされた。最後に、当該児童も、脱がされそうになった。

なお、当該児童の被害状況については、抵抗して暴れたので、完全に脱がされなかったという児童もいれば、スカートと下着を脱がされ泣いたからやめたという児童もいた。こうした行為に及んだ理由について、一部の関係児童は、「悪いと思いつつ、おもしろそうで自分もつられてやった」、「怖くてやらなかったら仲間はずれになる」と述べている。この件で被害となった児童は3名（いずれも女子）であるが、被害者となった児童も自分がされていないときは、他

の女兒と一緒に加害に回り、手や足を押さえていた。本事案について、「当該児童が『嫌だった』と話していた」と証言した児童もいる。

2件目については、朝の読書の時間が始まる前、教室の後ろの方で■児が、■児、■児、■児、■児に手足を持たれ揺らされていた時に、誰かがズボンを引っ張り、ズボンだけが膝ぐらまで脱げてしまったという事案である。■児が嫌がってもがいたため、みんなが手を離すと■児は怒ってトイレに行った。対策委員会の聴き取りでは、当該児童が本事案に関わっていたと発言した児童もいたが、事実は確認できなかった。

なお、上記2つの事案は、平成29年6月に実施した学校の聴き取りにより判明したものである。

(4) 当該児童が■児から蹴られた件（2学期）

平成28年10月頃、■児が当該児童の太ももを強く蹴るということがあった。

この件については、「蹴られた理由はわからないが、女の子では信じられないと思うくらいの強さの蹴りだった」と証言する児童もいた。

なお、4年時においては、■児が蹴ったことのある児童は当該児童だけではなく、複数存在し、当該児童のみがターゲットになっていたわけではなかった。

また、当該児童が、他の児童を蹴るなどの行為に及ぶこともあったが、4年時、当該児童が■児の足を蹴って怪我をさせた件については後述する。

(5) 当該児童がグループ内で仲間はずれにされた件（2学期）

平成28年11月末に実施された友だちアンケートに、■児は、当該児童が「4年■組の■児と■児になかまはずれをされていて一人にされていた」と、■児は、当該児童が「■児と■児たちになかまはずれにされていました」と、■児は、「4年■組の■児と■児が当該児童のことをなかまはずれにしていた」と記載している。

■4年時担任によれば、11月前半の一週間ぐらいの間、これまで女子グループと一緒に行動することが多かった当該児童が、その一週間はグループから離れていたものの、その後、また同じグループと共に行動するようになったということであるが、このアンケートの記載について、事実関係を調査したり、対象児童についての指導を行なったりした形跡は見受けられず、この時期、当該児童が、どういう経緯で仲間はずれにされていたのかを特定することはできなかった。

(6) グループ外の他の児童と一緒にいることを制限された件（2学期～3学期）

また、上述したように平成28年11月の一時期、■児らは、当該児童をグループの中で仲間はずれにする一方で、4年時の2学期から当該児童がグループ外の他の児童と一緒にいることを制限するようになった。

すなわち、休み時間になると、■児は、■児や■児らを従え、校舎の玄関と運動場の間に設置されている、運動場全体を見渡せる外階段に立って、当該児童の様子を見張り、当該児童がグループ外の児童と遊んでいるのを見ると、当該児童をずっとにらみ続けるというだけでなく、そのグループ外の児童を呼んで、「(当該児童と)遊ばないで。自分たちで遊んで」と言ったり、遊んでいる当該児童自身を「こっち来て」と呼びつけ、「あの子らと遊ばんといて」などと言って、遊んでいる児童と引き離したりするようなこともあった。

グループ外の児童の中には、休憩時間、■児、■児、■児にずっと見られているので、当該児童を「誘いにくくなった」と述べた児童もいる。

また、別のグループ外の児童は、当該児童がグループの児童らとは別の児童らと遊んでいたということで、■児から「■児らと遊んではいけない」と言われて、■児と当該児童が口論になったのを見たり、外階段で、当該児童がグループ外の児童と遊んでいるのを見ていた■児が■児に「(当該児童は)何であの子と遊んでいるんや」という話をしているのを聞いた旨を述べている。

この児童は、■児が、当該児童の行動を見張り、グループ外の児童と一緒に遊ぶのを制限していることを担任教諭に訴えたが、担任教諭は、「放っておけ。■児は1年生のときからあんな感じや」と言うだけだったとのことである。

なお、当該児童がグループ外の児童と一緒に遊ばせないようにするため、運動場に出る外階段の上で当該児童を見張るという■児らの行動は、毎日行われていたわけではないが、4年時の2学期、そして3学期になっても、一定の頻度で繰り返されていた。

(7) ■児に筆箱を投げつけた件（3学期）

平成29年1月末頃、朝の休憩の時間に教室内で、■児、■児、■児、■児、■児、当該児童の6人が、一方的に■児に筆箱（布製）を数回にわたって投げつけるという件が発生した。

この件は、最初は、6名で■児の筆箱を投げ合っていたが、たまたま机の上にあった■児の筆箱に当たり、そのことを契機に、■児の筆箱を狙うようになったところ、その後、机のそばにいた■児の体に当たり、今度は、それを契機に■児が■児に動かないように指示し、筆箱を代わる代わる拾っては投げつけることを繰り返したというもので、いじめ被害にあった■児は、この件が原因で平成29年2月13日、14日と学校を欠席した。

■児の父親が、学校を欠席した理由を■児に尋ねた結果、この件が発覚し、父親は、2月14日、学校に対し、当事者に事実を確認して、本人及び保護者に対し、指導してほしいという申し入れを行った。

父親からの申し入れを受け、学校は、関係児童から事実を確認した後、翌15日の午後6時から午後7時30分まで、■前校長、■教頭、■4年時担

任同席のもと加害児童6名の保護者らと面談し、児童から聞き取った事実を伝えるとともに、今後、家庭でも対応するよう指示した。その際、■4年時担任が、■児や当該児童が所属しているグループについて、「このグループはグループとして固まることがあって、それが好ましくない方向なので家でちゃんと見てください」と述べたため、この発言を受けて、■児や■児の母親から「この際、このグループについて話し合ってはどうか」という提案があったが、同席した保護者たちは沈黙したままであった。学校側もこうした保護者の声を活かした対応を取ることはなかった。

この件については、2月14日に学校が事案の概要を6名の保護者に連絡していたため、その日のうちに保護者とともに■児宅へ謝りに行った児童もおり、当該児童も母親とともに翌15日謝罪に行っている。この時、当該児童から■児への謝罪の言葉はなかったが、■児の父親が、当該児童に対し、「これからはやめてね」と言ったところ、当該児童は理解した様子であった。

もっとも、■児については、母親が■児宅に謝罪の電話をしたものの、■児自身は、■児宅を訪問したり、■児に謝罪はしていないが、■児は、2月16日からは登校できるようになった。

なお、■児への筆箱事案後、■前校長が、困ったことがあれば、担任に限らず、校長のところに来てよいと児童に呼びかけ、この呼びかけを受けて、平成29年3月上旬、■児、■児、■児、■児らが■前校長やスクールカウンセラーへ相談するようになった。主訴は、「■児ににらまれて嫌な思いをしている」等で、■前校長と■4年時担任は、■児を校長室に呼び出し、説諭の上、「今後は悪口を言ったり、にらんだりするようなことはやめていこうと思います」という趣旨の内容を紙に書かせた。

校長から反省文を書かされたことの効果と思われるが、この筆箱事案の後、■児は■児に対し、「これから何か悪いことしそうになったら止めてな」と頼んだことがあった。もっとも、現実には■児が■児に行動を制止したことはその後もなかったようである。

(8) 当該児童がストーブで■児のドリルを焼いた件（3学期）

上記■児に筆箱を投げつけるという件が発覚した後、■4年時担任が■児の保護者に「その後、(■児が)困ったことを訴えていないか」を尋ねたところ、平成29年1月に入って、当該児童に計算ドリルをストーブで焦がされたということを■児が思い出し、保護者に話をしていたことがわかり、その日のうちに、■4年時担任が当該児童に事実を確認した。

そして、当該児童が事実を認めたため、指導し、当該児童は■児に謝った。

当該児童から謝罪を受けた■児も怒った様子ではなかったため、■4年時担任は、本事案の指導過程等について、当該児童及び■児の保護者に連絡を入

れていない。

なお、この件について、■児は、対策委員会の聴き取りでも、被害者意識をもっておらず、「当該児童は誰かからやらされている」という印象をもった旨を述べているところ、この件が起きた時に近くにいた他の児童に確認しても、誰かの指示があつて行ったものかどうかについては確認することはできなかった。

(9) 当該児童が保健室を訪問した件（3学期）

平成29年2月20日の授業の間の休み時間に、当該児童、■児、■児、■児の4人が、保健室を訪問した。

養護教諭の話によれば、2月20日は、4人で仲良くという雰囲気ではなく、当該児童はそれ以外の3人と離れており、■児、■児、■児の3人は本を読むなどしていた。養護教諭は、いつものメンバーと構成が違い、また、3人の児童と一緒に本を読むのを、当該児童が距離をおいて見ていたのに違和感をもった。そのため、当該児童に「一緒にいるのが嫌で悩んでいるのなら後で話に来てくれていいよ」と声をかけた。その上で、このことを■4年時担任にも報告したが、■4年時担任から、「当該児童は、新しい友だちグループに移るか迷っている時期で、自分で考えて調整している様子を見守っている」との回答を得て、自らも見守ることにしたとのことである。

この一件は、当該児童が4年時2学期の平成28年11月頃だけでなく、3学期の平成29年2月頃にもグループ内で仲間はずれにされていた時期があつたことを示す一件であるといえることができる。

(10) 当該児童が■児の足を蹴った件（3学期）

平成29年2月21日、当初、■児と■児が、蹴り合いをして遊んでいたところ、■児の方が優勢であったため、■児に加勢しようということで、周りの他の児童が蹴り合いに入っていた。そして、最終的には、■児を羽交い絞めにした■児が、当該児童に対して■児を蹴るように言うと、当該児童が5、6回、■児のすねを蹴り、■児のすねには紫色のあざができるということがあつた。

なお、この時、■児だけでなく、■児も当該児童に対して、■児を蹴るように言っているようである。

当該児童は、■児を蹴ることが嫌だったようであり、「当該児童が『■児を蹴るのは嫌だった』と言っていた」と述べる児童がいた。

この件は、平成29年2月27日、■児が、■4年時担任に「当該児童を含むグループからいじめを受けた」という訴えとともに、「夕方、母親が学校へ行って話をしたいと希望している」旨を伝え、■4年時担任が■児から事実関係を聴き取った後、本事案に関係した3名の児童（当該児童、■児、■児）から事実関係を聴き取ったことにより発覚した。

(11) 当該児童の「友だちアンケート」への記述（2学期～3学期）

当該児童の平成28年度の「友だちアンケート」の記述を見ると、いじめ被害の訴えはない。

ただ、それらの記述内容を見ると、「あなたは、今、いじめられているように思えますか。」という質問に対して、下記の事実が確認できた。

- ・平成28年6月→「なんとなく」の「な」に○を付けかけた跡があり、消した後「いいえ」に○を付けている。
- ・平成28年9月→「なんとなく」に○を付け、消した後、「いいえ」に○を付けている。
- ・平成28年11月→「はい」に○を付け、消した後、「いいえ」に○を付けている。

11月については、「だれに、どんなことをされていますか。わかりやすく書いてください。」「だれに」という質問に対して、学年を書く欄に、算用数字の「4」の1画目を書いて消したと思われる跡が見られた。

平成29年1月、2月、3月のアンケートでも、いずれも、「いいえ」と回答しているところ、ここでは、「なんとなく」あるいは「はい」に○を付けて消した形跡はみられない。

かかる「友だちアンケート」の痕跡（消した跡等）は、当該児童が、少なくとも平成28年11月の段階で、同じ4年生の児童からいじめを受けていると感じるようになっていたものの、そのことを担任教諭に伝えることに躊躇を感じていたという心理状態にあったことを示している。

(12) ストレスチェックの結果（2学期）

「心と体のけんこうアンケート（ストレスチェック）」の結果は、当該児童の数値は、平成28年6月は「6」であったものが、同年12月は「9」に上昇している。

実施されたストレスチェックの最大値は「14」に設定されているところ、12月に実施されたストレスチェックの結果「9」は、4年生全体でも4番目、女兒の中では一番高い結果となっている。

後述するとおり、ストレスチェックの結果というものは、児童生徒の心理状態の自己評価の表現であり、さらに得点の高い児童生徒にとっては援助希求の表現でもあるが、当該児童のストレスチェックの結果が、6月時との比較においても、12月時点における他の児童（特に女兒）との比較においても、高い点数が示されているのに、ストレスチェックの結果に対して、学校が何らかの対応をとった形跡はまったく見受けられない。

(13) 当該児童の■■■■日記（2学期）

平成28年11月23日頃、当該児童は「■■■■日記」を作成している。

その内容は、下記のとおりであった。

ルール

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- ひにちも書く
- いじめられている子がいて、私もいじめられている時だったらその人は書（か）ない
- さいごのページは、思ったことを書く

日記

- おかしを食べる時に書く
- いっしょに遊んでいる時は書かない。
- 毎日の事を書く。

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

[REDACTED] 1 1/2 3

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]。
[REDACTED]
[REDACTED]。
[REDACTED]
[REDACTED]。

(14) 当該児童がグループから抜けようと考えだしていたこと（3学期）

上記の [REDACTED] 日記が既に平成28年11月に作成されていることに鑑みれば、当該児童は遅くとも4年時の3学期までの時点で、「[REDACTED] 児のグループから抜きたい」と考えていたことが窺えるところ、実際、4年時の3学期、当該児童

は、グループ外のある児童に、グループ内で無視されていること等を理由に、「グループから抜きたい」ということを相談したことがあり、担任教諭に「**■**児らと一緒にグループになりたい」と自分の思いを打ち明けたこともあった。

もともと3学期になっても、**■**児らは、休み時間、校舎から運動場に出る外階段に立って当該児童の様子を見張り、当該児童が他の児童と一緒に遊んでいると、当該児童をにらみ続けたり、あるいは当該児童と一緒に遊んでいる子を呼んで「遊ばんといて」等と言う、後述する「囲い込み」「拘束」による「いじめ」を継続しており、相談を受けた児童が「自分たちと一緒に遊ぼう」と言っても、当該児童は、「グループから抜けたらあかん」と答えたようである。

4 当該児童の家庭の状況（母親の入院）

平成29年2月初め、当該児童の母親が子宮頸癌治療のため9日間程入院した。

当該児童は、その間、道向かいに居住する祖父母と一緒に過ごした。祖父母の家で過ごした際、特に、当該児童がパニックに陥る等の異変は見られず、当該児童の姉と一緒におとなしく過ごしていた。

両親は、母親の病気について、「悪いところがあるから切る（手術する）」とは伝えたが、子どもに心配をかけないよう、子どもの前では病気の話をしないよう気を配り、細かな情報は伝えていない。当該児童からも、直接、詳細に尋ねることはなく、特に不安を訴えてはいない。

母親は、平成29年2月15日に退院した。その前日に**■**児への筆箱事案が発覚しており、退院した日の夜に、母親は、学校の保護者面談会に出席するとともに、その後、当該児童と一緒に**■**児宅を訪問し、謝罪した。

母親は、平成29年3月に2日間再入院した。その際も、当該児童には、特に動揺した様子はなかったが、3月中旬くらいに、母親がスマホで検索していた「癌」についての検索履歴を見せてきて、「ママこれなんやろう。私知ってるで」と言ってきたことがあった。

母親は、平成29年3月末から仕事を再開したが、疲れが出たのか、平成29年4月22日の保護者参観日の前に熱を出し、保護者参観日は欠席した。

5 春休みの状況（当該児童が残した日記など）

当該児童は、春休みの間に日記や交換ノート等を残しているが、その内容は、下記のとおりである。

(1) A4の紙に記載されたメモ

A4の紙に記載されたメモが、月刊少女マンガ「ちゃお」の付録「願いがかなう箱」に入れられていた。

死後、両親が発見したもので、後述するメモの内容からは平成29年4月頃、春休み中に作成されたと考えられる。

その箱の内側には、「紙にあなたの願いごとを書いてね。夜9時10分に願い

なお、交換ノートの手跡は、すべて同一である。ここに名前が挙がっている児童の一人に確認したところ、当該児童と交換ノートをしたことはないとのことであった。

このことは、交換ノートが、当該児童を含め4人で作成されたものであるとの体裁をとっているものの、すべて当該児童が、自分で描いたシナリオに基づき、一人で作成したものであることを示している。

前述したとおり、4年時の3学期には当該児童は「■児のグループから抜きたい」ということを考えていた。このことを考慮して、一人芝居ともいえる交換ノートを作成した理由を推測してみれば、当該児童は、5年生になれば■児らと新しいグループを作りたいと考えている一方で、ここに記載されている3人と一緒になり、グループ内で■児とは離れた別の新しいグループを作りたいという願いも持っていたと評価することができるのではなかろうか。

(3) 歌詞風のメモ

上記A4のメモ・交換ノートと一緒に発見されたノートには、以下のとおり、「悲しみと苦しみ」とのタイトルの歌詞が記されている。

その作成時期については、メモ自体から確認することはできないが、上記4のメモ、交換ノートと一緒に発見されていることを考慮すれば、やはり同じ春休み中か春休みの前後に作成されたものと考えるのが妥当であるが、記されている歌詞はつぎのとおりであった。

悲しみと苦しみ

死にたい でもこわいの苦しいから こわいのよでも死にたい だれにも言えない理由があるの いやなの、この人生かなしみと苦しみばかりだから、死にたいの だれか私をころして。だれかおしえておねがい。私は悲しみで、

ここでは、歌詞という形態はとっているが、「誰にも言えない理由」で死にたいということが具体的な言葉によって表現されている。

6 当該児童の小学校5年生の状況・当該児童をめぐる出来事

(1) 5年時のクラス替えの状況、登校時の状況

始業式の日、5年時のクラス替えが発表されたが、■児、■児、当該児童が同じクラスになった。

■児教頭は、5年になるとき、4年時、■児からいじめの被害にあった■児、■児については■児と別のクラスにしたが、当該児童について特に配慮した点はない旨を、■児4年時担任は、「■児を■児と離れたかった」旨を述べているところ、保護者の中には、「4年生のときに当該児童が■児のグループから抜け

たいと言っていたことを先生が知っていたのに、なぜ5年生で同じクラスにしたのか、すごく疑問」と述べる者もいる。

グループの中で、あるいはグループに近い者の中で、5年時、■児と別のクラスになったのは、■児、■児、■児、■児であるが、■児については、平成29年1月頃、母親が、■児による無視や仲間はずれで、娘が学校に行きにくくなっている旨の手紙を■4年時担任宛に書いたり、この件で学校に電話をするなどしたものの、状況がなかなか改善されなかったため、3月頃、■児の母親は学校に行き、■4年時担任と面談している。また、■児についても、保護者に、■児とクラス替えてと校長に頼んでもらったと聞いた旨を述べる児童がいる。■児、■児の保護者はいじめの事実を学校に訴えていることは前述した。

そうすると、結果的には、保護者からの訴えがあった児童だけが■児と別のクラスになれたということになるが、クラス替えを担当した■4年時担任は、決して保護者の意向に従ってクラス替えをしたわけではなく、「いじめ」に泣くなどしていた子を優先的に■児と離れた旨を述べている。

しかし、■4年時担任の説明によっても、そのような観点を重視したクラス替えでは「いじめ」に声を上げることなく我慢している子が置き去りにされてしまうことになるどころ、そのこと自体の問題点については後述する。

(2) 当該児童が■児から蹴られた件（平成29年4月中旬）

対策委員会の聞き取り調査で、平成29年4月14日の遠足の前後で、当該児童が■児から蹴られる場面が3回あったと証言する児童がいた。具体的状況が確認できたのは2回で、1回目は、■児に「ランドセル取ってきて」と言われて、「何で私が行かなあかんの。自分で行き」と断ると、当該児童の太ももや足を蹴り、にらむようにして、■児が自分で取りに行ったというもの、もう1回は、■児が笑いながら当該児童を蹴っていたことがあったというものである。

(3) 遠足の予備日（平成29年4月20日）における当該児童の孤立

当該児童は、平成29年4月14日の遠足では、あまりしゃべることがなかったようである。

そして、その後の平成29年4月20日の遠足の予備日は、好きな友だち同士で弁当を食べることになっていたところ、5年時の両担任は、新しい学年になってすぐのことだったので、誰かが弁当を一人で食べることがないようにと、■組と■組の児童を一緒に集め、弁当を食べるグループができた子からその場に座らせたのであるが、当該児童は一人になり座れないでいた。■児は、当該児童に対し、■児のグループと一緒に食事をしようとしたが、■児が、遠回しに「誘わないように」と誘導をしたため、当該児童を誘うことを差し控えた。

当該児童が一人でどうしようみたいな様子であったので、それを見て■児のグループに属していない■児らが当該児童を誘って一緒に弁当を食べることになったが、対策委員会の聞き取り調査においては、同じクラスの男子児童の中に、いつもと違うメンバーだったので、奇異に感じた旨を述べる者がいた。

(4) 「友だち紹介（他己紹介）」での孤立（平成29年4月中旬）

■5年時担任によると、平成29年4月22日の参観日の数日前、参観日の公開授業で「友だち紹介（他己紹介）」をする予定だったため、その事前学習として「友だち紹介」を実施したところ、そのとき、クラスの女子が13人で奇数だったため、当該児童がペアになれず一人になったことがあった。

この時、■5年時担任は、「当該児童が誰かとペアになることを遠慮している様子、一人残ってしまいどうしようかといった様子」であったので、あえて当該児童に「どこのグループに入る？」とは尋ねず、■児と■児のペアに当該児童を入れて3人のグループにした。

(5) グループ外の他の児童と一緒にいることを制限された件

4年時の2学期以降、■児、■児、■児らが、運動場全体を見渡せる外階段の上で、休み時間における当該児童の様子を見張り、グループ外の他の児童と遊んでいると、当該児童らをにらみ続けたり、当該児童と一緒に遊んでいる児童とを引き離す言動をとっていたことは前述したとおりである。

かかる見張り行為は、4年時の3学期にも継続されていたが、児童の中には、「5年生の時の最初の方、休み時間にドッチボールをして戻ってきたら、めっちゃ見られて『いややなあ』と言ったのを覚えている」とはっきりと述べる児童もあり、5年時になってもなくなったわけではない。

もっとも、後述するとおり、5年時の4月の遠足の頃から当該児童は休憩時間に教室内で一人で読書するようになり、運動場に出て遊ばなくなったこともあって、外階段上での見張り行為は徐々になくなっていたのではないかと考えられる。

ただし、5年になってから、教室内でも■児は■児、■児と一緒にいることが多かったようであり、この時期、■児、そして■児、■児らに「見張っている」という意識はなくとも、■児、■児、■児らが一緒にいるだけで、他の児童は、「当該児童は引き続き、まだ見張られているのだ」と考えたであろうことは容易に推測がつくし、また当該児童にも「見張られている」という無言の圧力となっていた可能性はある。

当該児童は、通学のバスの中では、■児がいる間は黙っていたが、■児が下車するとしゃべり始めた旨を述べる児童もいるが、このような対応をしていたのも、当該児童が■児から見張られており、■児の前では他の児童と仲良くしているところをみられてはいけなさと考えていたからと思われる。

(6) 当該児童が外で遊ばず、教室内で一人で読書をするようになったこと

対策委員会の聞き取り調査では、■児、■児、■児ら複数の児童が、「当該児童は、平成29年4月までは、外で友だちと遊ぶことが多かったが、平成29年4月以降は、一人で本を読んでいることが多くなった」と述べている。本委員会の再調査においても、■児、■児はともに、「当該児童は5年生になって休み時間は教室内で読書をするようになった」旨を述べた。

読書をしている当該児童については、「一緒に遊ぼう」と誘われても、「大丈夫」と答えるだけだったという児童や、当該児童が困っていると感じて、「先生に相談したら」と声をかけたが、当該児童は、「いいわ」「先生に言わんといてな」という返答をしたと述べる児童がおり、当該児童は、他の児童に誘われても、声をかけられても、特段の反応を示すことなく、休憩時間は一人で読書をするようになっていた。

(7) 当該児童の状況に対する学校側の認識

平成29年4月20日に■スクールカウンセラーが作成したメモには、「■5年時担任と■教諭の会話『■児よりも、当該児童の方が気になるね』」との記載がある。

■スクールカウンセラーからの聴き取りによると、「■5年時担任と■教諭が立ち話をしていて、■児よりも、当該児童の方が心を許して話してくれないのが気がかりだという話をしていたので、このようなメモを残した」とのことであった。

■5年時担任は、当該児童が従来の女子グループから抜けたかどうかはわからないが、遠足の次の週くらいから、当該児童が一人で本を読んでいたりと、いつもと違うメンバーと一緒にいることが多くなったと述べている。もともと、一人で本を読んで過ごしていることについては、当該児童が「読書が好きになった」と日記に書いていたこと、■5年時担任も「当該児童は■児のグループから離れた方が良いのではないか」と思っていたことから、特に違和感を持つことはなかったようである。また、■児が■5年時担任と算数の直しをしているときに、当該児童が「私も一緒にやる」と言って、■5年時担任のところに来たことがあったり、休み時間に、■児や■児、■児とトランプをして遊んでいることもあり、当該児童が誰かと仲良くなれないかを見守っていたところであったとのことである。

(8) 家庭訪問時における当該児童の母親からの要望（平成29年4月28日）

平成29年4月28日、■5年時担任が家庭訪問した際、当該児童の母親は、「去年、グループであったトラブルの件もあるので、よろしくお願いします」「あまり自分から先生に言うことができない子なのでよく見ておいてください」と述べた。

■ 5年時担任は、当該児童が、最近、一人で本を読んでおり、外で遊ぶことがほとんどなくなっていることを認識していたが、特に、その事実を母親に報告しなかった。

(9) タブレットを■児らに使われた件（平成29年4月29日）

平成29年4月29日、当該児童は中学校での説明会に母親と参加している。

当該児童は、振り返りノートには、「タブレットで遊び、面白かった」と記載しているが、友だちと一緒にいることが全然楽しくなかったと母親には話していた。また、説明会の途中、■児らが、当該児童のタブレットを使っており、当該児童は嫌そうにしていたと証言する児童がいる。

(10) 自然学校が予定されていたこと

なお、学校では、5年生を対象に平成29年5月22日から26日まで4泊5日で国立淡路青少年交流の家（兵庫県南あわじ市）において自然学校が予定されていた。

自然学校は、「学習の場を教室から豊かな自然の中に移し、4泊5日間、児童が家庭から離れて生活することにより自然や人や社会とのふれあいを深め、それらと自分の関わりを理解する。また、この生活を通して、自主自立の心を育て、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図る」ことをねらいとして実施されるものであるが、その事前学習として、4月26日には、児童を対象に自然学校の授業を行っており、写真などを活用して班で活動する様子などについて児童に伝えていた。

なお、誰と同じ班になるかはすべての児童にとって重要な関心事である筈で、殊に、当該児童にとっては、この時期とりわけ重い意味を持っていたと思われるが、当該児童が自死する5月1日の時点では、まだ具体的な班構成は決まっていなかった。

(11) 同じキャミソールに揃えるよう指示された件

自然学校が予定されていたことと関連するが、■児の母が自然学校に持って行くキャミソールを購入していたところ、■児は周囲の児童らに「一緒にやつにしよう」と指示することがあった。

指示された児童の中には当該児童もいたようである。

ほとんどの児童は、既に下着を準備していたが、■児は、それでも「(自分のと) 同じのを買って」と指示したところ、児童の中には、母親に頼んだものの、母親から「あかん」と言われて断念した児童、■児の指示に従い、同じキャミソールを購入しようとした児童がいたようである。

もっとも、当該児童が■児の指示にしたがって■児に指示されたキャミソールを購入したという事実は当該児童の両親に対する再事情聴取によっても確認できなかった。

(12) 自死直前（平成29年4月30日及び5月1日）の行動

平成29年4月30日の夜、当該児童は、家族4人で過ごし、旅行の計画などについて、話をした。その後、当該児童は母と居間でうたた寝をしており、父と姉はそれぞれ寝室で就寝していた。

当該児童は、夜中12時頃、起き出して、家族で共用していたタブレットで「きょう死にたいあなたへ」という自死に関連するサイトを検索している。サイトの内容は、自死しようとしている人へ自死を思いとどませようとするものであった。

警察によれば、当該児童が、平成29年4月30日及び5月1日に、これ以外に検索した自死に関連するサイトは存在しないとのことである。

また、5月1日には通常通り学校に登校し、昼休みには、■5年時担任、■児、■児、男子児童2名らと一緒にビー玉遊びをしている。この時は、めずらしく当該児童から「一緒にする」と言って輪に入り、楽しそうにしていたということである。学校終了後、午後3時31分学校発の路線バスで下校し、午後4時前に自宅に帰宅した。当該児童は、帰りのバスの中で、近所に住む■児と遊ぶ約束をし、午後4時過ぎに■児の家に遊びに行った。

当該児童は、■児の家や公民館で遊んだ後、午後5時前に普段からよく遊びに行く近くに住む「おっちゃんの家」に行き、スクイズの材料をもらって、2人で冗談を言い合いながら、楽しそうに遊んでいたとのことである。午後6時、「地域のチャイムが鳴ったら帰るというルール」だったので、当該児童と■児は後片付けをして、午後6時10分～15分頃に「おっちゃん、また来るね」と言って帰って行った。おっちゃんや■児によると、当該児童の様子は、普段と変わりなかったとのことである。

当該児童は、自宅に戻り、家族で夕食を食べた。■■■■■

■■■■■

■■■■■。

■■■■■

■■■■■

■■■■■。

■■■■■

■■■■■

■■■■■。

(13) 5年時の振り返りノート

学校に提出する当該児童の5年時の振り返りノートには、以下のような記載がある（一部抜粋）。

なお、振り返りノートは、登校日、1日の最後の終わりの会の時間に、1日

を振り返り、次の日に活かすことを目的として書くもので、担任教諭がテーマを与えた上で書かせたり、テーマを特に与えることなく自由に書かせる日があった。

4/12 5年生でがんばりたいことは、もっと勉強をがんばる事です。

4/13 5年生がはじまって、楽しくなったことは、■組の人たちともいっしょに遊んだり、いっしょに、話したりしたことです。

4/17 5-■組のいいところは、なかまはずれや、いじめをしてないということです。これからも、ルールや、いじめなかまはずれをしないようにしたいです。

4/17 (遠足) 私はぜんぜん何もしゃべらずに、エーデルササユリまで行きました。遠足で私が楽しかった事は、みんなで、べんとうを食べてから、しばふで、先生とみんなで、ころがったときがとても楽しかったです。

4/19 (委員会) 今日から、はじまるので、もっとがんばりたいです。私は、水曜日なので、がんばりたいです。

4/21 さんかん日で、明(日)ががんばりたいことは、人前で、発つぷょうをすることです。

4/22 今日、さんかん日で、おかあさんは、きませんでした。がんばったことは、しせいを、いつもよりきれいにすることです。はっぷょうは、1回もできませんでした。がんばりたいです。

4/23 私は、休みの日は、どこにも行ってません。なぜかというとお母さんとわたしが、かぜをひいていたからです。なので、お父さんが、車屋に行ったり、かいものをしてきてもらっていました。

4/25 (今日楽しかったこと) 朝の休み時間と、読書の時間に、本を読(め)たからです。1、2年の時は、あまり本が好きではなかったけど、今は、本がすきになりました。とくに、少しぶあつい本がすきです。もっと本を読みたいです。

4/27 (しあわせのバケツプロジェクトをして、どうだった) わたしは11人とできました。でも、全員、女子しかできませんでした。男子は、女子とも、けっこうしてました。わたしは、ほとんどさそわれて、していました。でも、何人かは、自分でさそえたので、よかったです。今度やったときも、がんばりたいです。

4/27 今日楽しかったことは、昼休みに、■児と、■児と、■児と、■児と、■児で遊んだことです。■児と、■児と、■児がぶるぞんちえみをしていて、とても、おもしろかったです。

日付不明 しあわせのバケツを、をやって、今日も、やりました。今日は、

男子といっぱいできたのでとてもうれしかったです。まだ、男子と、やってない人とやりたいです。

5/1 わたしは、休みの日は、中学校に、お母さんと、せつめい会に行きました。わたしは、体育館に入らずに、持っていた、タブレットで、遊びました。おもしろかったです。

第3 当該児童に対するいじめの有無、その具体的内容

1 いじめの定義、いじめの把握方法

いじめ防止対策推進法は、1条で、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること」を指摘した上で、2条1項で、いじめを、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

したがって、本件においても、「いじめ」の事実が認められるか否かは、基本的に上記の定義に合致する「いじめ」があったか否かにより判断されることになるが、文部科学省は、平成18年に、いじめの定義を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と変更した際の通達で、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」と述べていることに照らし、「いじめ」があったか否かの判断は、当該児童の立場に立って行うことが必要となる。

もっとも、児童の成長発達段階においては、日常的に児童の間で様々なトラブルが生起し、トラブルには多少なりとも苦痛を伴うものであるから、児童が苦痛を感じたものすべてを「いじめ」と把握することも妥当とはいえない。この点について、対策委員会は、森田洋司「いじめとは何か」（2010年）が、いじめを「加害－被害関係が生じる行為」と捉えて、「いじめとは、同一集団内の相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的に、あるいは集合的に他方に対して精神的・身体的苦痛をあたえること」と定義していることを、上記定義は、児童が苦痛に感じているもののうち、自分よりも優位に立つ者（たち）から加えられているものを「いじめ」とする点で、問題とすべき「いじめ」を適切に絞り込める意義を有しているとして評価しているが、本委員会も同意見であり、かかる定義を参考にして「いじめ」の把握を行う。

また、後述するとおり、本委員会も、当該児童に対する「いじめ」の事実は認

められると考えているが、当該児童に対する「いじめ」の中心となるのは、グループ内で「仲間はずれ」にする一方で、グループ外の他の児童と一緒にすることを制限する「囲い込み」「拘束」を行い、グループから抜きたいと考えるようになった当該児童に行き場を失わせた行為であるとも考えているところ、まず、「仲間はずれ」が「いじめ」となることについては、対策委員会も報告書で引用している国立教育政策研究所（以下「国研」という。）の調査研究（『いじめ追跡調査2013－2015』2016）が、「暴力を伴わないいじめ」の典型例として、「仲間はずれ、無視、陰口」を挙げた上で、この「仲間はずれ、無視、陰口」について、激しい暴行や傷害を伴う行為ではないため、“ささいなこと”“日常的によくあるトラブル”として見過ごされがちであるが、「しつこく繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすると、被害者が大きな精神的苦痛（いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等）を受けかねない」として、ささいに見える行為の累積がもたらす精神的被害に注意を払う必要性を説いているところである。

また、「囲い込み」「拘束」も「いじめ」となることについては、森田洋司「いじめとは何か」（2010年）が、「現実には、子どもたちのいじめのほとんどは、学校と学校における人間関係で発生している」、「囲い込みは、学校や学級という空間だけでなく、親密性という関係によっても起きる」、「一般的にいじめを行うのは、疎遠な間柄や日頃から中の悪い子どもたち同士で起きると考えがちである。しかし、実体は逆で、『よく遊ぶ友達』の間でいじめが起きているケースが最も多く、次に多いのは『ときどき話す友達』であった。この両者を合わせると8割に達する。いじめた子といじめを受けた子との関係は、少なくともいじめが行われる前は、きわめて親密化、普通の付き合いができる関係であったことが分かる」と指摘した上で、「いじめにおいて、相手を弱い立場に立たせ、『逃れられないようにして』おく最も効果の高い方法は、集団や関係性のなかに囲い込むことである。完全に集団から外れてしまった子どもに、仲間外しは効果がない。まだ、つながっていたいと思っていたり、外れる不安感に襲われたりしているときに、攻撃力は高まる」と、今津孝次郎「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」（2005年）も、「これまでのいじめはどちらかといえば、無視にしても、さまざまな悪口、あるいはいろいろないやがらせにしても、周囲の連中が特定の子どもの仲間はずしにすることが多かった。それは教師が外から気づきやすい形態だった。ところが、いつも仲良く遊んでいるように見えて、実はそのなかで、周囲からわからないようないじめが進行していることが1990年代入ってから多くなったような感じがする。顔は笑っていても、心のなかでは泣き叫んでいるという状態だから、それは外からは気づきにくいいじめである。そこで伝統的な形態を『排除』のいじめと呼び、新しい形態を『拘束』のいじめと名付けよう。いじめが陰湿に

なってきたというのは『拘束』のいじめが現れたからであろう」と指摘しているところである。

上記の指摘は、一方でグループ内で「仲間はずれ」にし、他方で、他の児童と一緒にすることを制限して、グループ内に「拘束」したまま「囲い込み」、当該児童に行き場を失わせたという本件における「いじめ」の構造を検討するに際し、極めて重要な意味を持つと考えられるので、本委員会も上記の指摘を十分に踏まえて、「いじめ」の有無、「いじめ」が児童に与える影響を把握する。

なお、対策委員会は、本件が小学校5年生の自死事案であることを踏まえ、小学校高学年から始まる前思春期の発達的特徴を加味して女子グループの人間関係を捉える必要性、第二次性徴という急激な身体の変化に加え、自己意識が芽生えて、友人関係における自分の位置取りを意識しだす時期であるとともに、親への依存と自立の間で揺れ動く時期でもあり、心身共に不安定になる発達段階の時期にあることを考慮する必要性も指摘しているが、本委員会も、これらの点を考慮して、いじめの認定を行う必要があると考える。

2 当該児童が属していた女子グループと■児に対する考察

(1) かかる視点から、まず、当該児童が属していた女子グループについて考察しておく。

4年時に当該児童が属していた女子グループの主なメンバーは、■児、■児、■児、■児、■児、■児、■児、当該児童の8人であるが、グループのリーダー的存在は■児であり、■児は、グループ内の児童を、他の児童を従わせた上で、グループから仲間はずれにしてきた。

仲間はずれの対象となる児童は、■児の気分次第で日によって変わり、期間も1日から長くて1週間程度のことが多かったようで、仲間はずれの理由も、他の児童には必ずしも明確でなかったようであるが、他の児童らは、■児に従わないと、今度は自分が仲間はずれにされるとの思いから、■児に逆らうことなく、■児と一緒にあって、特定の児童を仲間はずれにしてきた。

したがって、グループ内の多くの児童は、仲間はずれする側も、仲間はずれされる側も経験していたようであるが、■児は、常に仲間はずれする側におり、仲間はずれされる側になったことは一度もなかったようである。

対策委員会が行ったグループのメンバーへの聴き取りにおいては、グループ内の共通の話題や遊び、楽しいことが浮かび上がってこず、一人になりたくないために「つるんでいた」という印象を受けるグループであり、一緒にいるために人を悪く言ったり、誰かに嫌なことをしていたようで、グループ外の児童からもいじめをして仲良くしている、悪口を言って時間を過ごしているグループと捉えられていた。グループ内のそれぞれの女子の多くが、自分の世界や自分で考える姿勢をもっていないために、付和雷同的な行動をとっていたと考え

嫌がらせ、悪ふざけによって他者に苦痛感を与えることが間々あるが、高学年になると、①自己意識が芽生えながらも、自分の能力の程度や友人関係のなかでの自分の位置づけなどが不明確なだけに不安を伴いがちで、勢力を誇示しがちとなる。②しかも他者への配慮をはじめ対人関係や社会生活上のルールがまだ備わっていないうえに、身体の急激な成長とのギャップがあって、行動を自分でコントロールしにくい、といった特徴をもつとされている(今津孝次郎「いじめ認識の弱点を乗り越える『事件対処型』発想と『教育対応型』発想」2013年)。

そうであれば、力関係を作り出して弱者の立場に置いたものを攻撃することで自らの不安定さをごまかしたり、勢力を誇示するといった■児の行為は、心身ともに不安定な状況にある前思春期の発達的特徴の表れであるともいえることになる。

3 4年時における当該児童に対するいじめの有無

- (1) 4年時においては、既に認定したとおり、①2学期から3学期にかけて、■児、■児、■児、■児、■児、■児、当該児童らが、■児の仕切りによって、胸を見せ合ったりした。②■児、■児、■児、当該児童、■児、■児、■児の女児7名が関係する中で、やはり■児の指示により、■児、■児、当該児童がズボンと下着を脱がされた(脱がされそうになった)。③平成28年10月頃、理由は明らかではないが、■児が当該児童の太ももを強く蹴った。④平成28年11月頃、そして平成29年2月頃にも、■児、■児らが当該児童を一定期間仲間はずれにした。⑤2学期から3学期にかけて、休み時間に行動を見張られ、グループ外の他の児童と一緒に遊んだりすることを制限された。以上の件が発生しているが、これらは、いずれも、同じクラスで、同じグループに所属しているという一定の人的関係にあり、かつ、力関係において優位にある■児が当該児童に行った、当該児童が心身の苦痛を感じる行為であり、明らかに、当該児童に対するいじめであったといえることができる。

なお、①の胸の見せ合いについては、当該児童の意に反するものであったのかどうかは不明であるが、通常、同性間であっても、胸を見せ合うことには抵抗があったであろうことは合理的に推測することができる。

また、②のズボン、下着を脱がされた件については、当該児童が、完全にズボン、下着を脱がされたのか、脱がされそうになったが脱がされることはなかったのかは明確ではないが、後日、当該児童はこの件について「嫌だった」と述べていたようで、当該児童が苦痛に感じていた以上、いじめであり、脱がされたのか否かは、いじめの認定を左右するものではないといえることができる(脱がされそうになった段階で止まっても、いじめである)。

そして、③の暴力行為がいじめであることは論を俟たないし、④の仲間はず

れにすることがいじめであることは、国研が、「暴力を伴わないいじめ」の典型として、「仲間はずれ、無視、陰口」を挙げていることから明らかとすることができる。

さらに、⑤のグループ外の他の児童と遊ぶのを制限することについても、グループ内で優位な立場にある■児が、当該児童に対する支配服従を強いる行為であるとともに、当該児童がこれによって大きな精神的苦痛（屈辱感・孤立感等）を受けることも明らかであるから、「いじめ」に該当することは明らかといてよいが、重要なことは、この⑤の行為が、森田洋司が指摘する「囲い込み」、今津孝次郎が指摘する「拘束」に該当する「いじめ」であると評価することができることである。

森田洋司「いじめとは何か」（2010年）が、「いじめにおいて、相手を弱い立場に立たせ、『逃れられないようにして』おく最も効果の高い方法は、集団や関係性のなかに囲い込むことである。完全に集団から外れてしまった子どもに、仲間外しは効果がない」と、今津孝次郎「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」（2005年）も、「いじめが陰湿になってきたというのは『拘束』のいじめが現れたからであろう」と指摘していることは前述した。

■児らは、4年時の11月の一時期、当該児童をグループ内で仲間はずれにしているところ、平成29年2月20日の授業の間の休み時間に、当該児童、■児、■児、■児の4人が、保健室を訪問した際、養護教諭が、4人で仲良くという雰囲気ではなく、当該児童とそれ以外の3人と離れていた旨を述べていることに鑑みれば、平成28年11月以降も、断続的に当該児童に対する仲間はずれが行われていたと考えられるのであるが、仲間はずれにした当該児童が、全く別のグループに行って楽しい学校生活を送れるようになれば、もはや仲間はずれは意味をなさない。グループ内で、ターゲットを入れ替えながら仲間はずれにする場合、仲間はずれが一定の効果上げるためには、その者を囲い込み、他のグループに所属させないようにしなければならない。

■児らの行っていた、当該児童の行動を見張り、グループ外の他の児童と一緒に遊ばせないようにする行為は、対策委員会の報告書が、■児を分析するところで述べていた、「独占欲が強く、友だちを支配するために、友だちの動向を監視して他の児童との良好な関係を壊そうとするなどの行動」そのものであり、グループから抜けて他の児童と新たなグループを作ることを許さない行為、当該児童に行き場を失わせる行為、当該児童の孤立化、無力化を深化させる行為であったともいうことができる。

それは、まさに、森田洋司が指摘する「囲い込み」、今津孝次郎が指摘する「拘束」であるが、かかる「囲い込み」「拘束」を実現するための見張り行為は、4年時の2学期以降、断続的に行われていた。

(2) なお、4年時の3学期、■児に筆箱を投げ付ける件では、当該児童も加害児童の一人であり、また当該児童は単独で■児の計算ドリルを教室内のストロブで焼いたり、■児の足を5～6回蹴って、怪我をさせるなどのいじめの加害行為を行っている。

しかし、当該児童が、いじめられる側だけでなく、いじめをする側にも立っていたことがあるということは、当該児童がいじめを受けていた事実を認定することの障害となるものではない。

そして、単に当該児童に対する「いじめ」を認定するのに支障にならないというだけでなく、むしろ、本件においては「いじめ」をやらされていたこと、それ自体を、当該児童に対して不本意なこと、嫌なことをやらせる「いじめ」であったと評価すべきではないかと思われる。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課が平成27年10月27日に公表した「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』における『いじめ』に関する調査結果について」は、いじめの態様について、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」等とともに、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」との態様を掲げていることから明らかなとおり、「嫌なことをさせられる」ということも、「いじめ」である。

本件において、■児の計算ドリルを焼いた件は、■児自身が、当該児童は誰かに命じられてやったことではないかと述べているものの、この件については「命じられてやった」ことを示す具体的なものはない。しかし、■児の足を蹴った件は、■児に命じられて行ったことが明らかになっている。また、グループ内では、仲間はずれにされる対象は、頻繁に入れ替わっており、■児以外の全員が仲間はずれにされる経験を有しているが、当該児童以外の児童が仲間はずれにされる時、当該児童は仲間はずれにする側に立って、その児童を無視する行動をとっていたところ、本委員会の事情聴取においても、ある児童は、当該児童は「グループから抜きたい」と考えるようになった理由について、「(■児に言われて)無視したり、いじめる側に立つのが嫌だ」と言っていたと述べた。

このように当該児童が、自分の意に反していじめる側に立たされることに相当な精神的苦痛を感じていたことが明らかになっているのであって、少なくとも4年時2学期以降において当該児童がいじめる側に立っていたことは、当該児童に対して、嫌なことをさせる「いじめ」であったと評価することが実態に即しているものと考えられる。

4 5年時における当該児童に対するいじめの有無

(1) 5年時においても、既に認定したとおり、①平成29年4月中旬頃、■児

から少なくとも2回、当該児童は足を蹴られた。②遠足の予備日(4月20日)、**■**児から暗に仲間はずれにされ、それまでのグループの児童らと一緒に弁当を食べることができなかった。③少なくとも5年時の最初の頃は、休み時間の行動を見張られて、グループ外の他の児童と遊ぶことを引き続き制限された。④その結果、グループから抜きたいが、さりとて他のグループに行くこともできず、行き場を失っていた当該児童は、いよいよ孤立化を深め、当該児童は登校中、外で遊ぶことがほとんどなくなり、休憩時間は教室内で一人で読書をするようになった。以上の件が発生している。

(2) そして、上記①の暴力、②の仲間はずれ、③の囲い込みのための見張りは、同じクラスで、同じグループに所属しているという一定の人的関係にあり、かつ、力関係において優位にある**■**児が当該児童に行った、当該児童が心身の苦痛を感じる行為で、当該児童に対する「いじめ」であることは上述してきたことから明らかであるが、④の行き場を失い、教室で本を読むという状態は、「いじめ」というよりは、4年時の2学期から継続して受けてきた仲間はずれと囲い込みのための見張りを中心とする「いじめ」によって生じた、後述する「透明化」の状態と評価するのが妥当である。

(3) 付言しておく、5年時には、上記の他にも、4月中旬の「友だち紹介(他己紹介)」でペアを作れず孤立化する、平成29年4月29日の中学校での説明会で、他の児童らにタブレットが使われて、嫌な思いをするといった出来事も発生しているが、「友だち紹介(他己紹介)」については、他の児童が、当該児童がペアを作れないように画策したとの証拠はなく、「いじめ」と断定することはできないし、また、タブレットの件も当該児童が嫌がっているのを承知で**■**児らが無理矢理、タブレットを使ったとの証拠はなく、やはり「いじめ」ということまではできない。

また、春休みに当該児童が作成したメモには、「明(日)の朝、おきたら、名札と春休みのしゅくだいだったプリントがみつかりますように」「私のえんぴつけずりがみつかりますように」との記載があるが、名札や宿題のプリント、鉛筆削りは当該児童の部屋の中で行方不明になったもので、他の児童が学校で隠したというようなものではなく、これもいじめとは無関係な出来事といえることができる。

さらに、自然学校に持って行くキャミソールについて、**■**児がグループの中の他の児童にも自分の母が購入してきたキャミソールと同じキャミソールを購入するよう指示すること自体、「拘束」と評価する余地はあるが、当該児童が**■**児の指示に従って同じキャミソールを購入した、あるいは購入しようとした事実は認定できず、これを自死に影響を与えた「いじめ」であったとまでいえることはできないと考えられる。

5 小括

以上のとおりであり、4年時の2学期以降、当該児童は、足を蹴られる、胸を見せることを半ば強要される、ズボン、下着を脱がされそうになる、グループ内で仲間はずれにされるといった「いじめ」を受ける一方で、グループ外の他の児童と一緒に遊ぶことを制限され、孤立化を深めていった。そして、5年生になってからも、■児のグループから離れようとして、■児の命令に背くという最後の反撃、抵抗を試みたが、■児から思い切り足を蹴られるという暴力を受け、反撃、抵抗は失敗に終わっただけでなく、遠足の予備日、グループの児童は誰一人として自分と一緒に弁当を食べてくれないという仲間はずれにされるペナルティーを受けた。

したがって、いじめ防止対策推進法その他いじめの定義に照らしても、明らかに「いじめ」に該当する仕打ちを受けていたということが出来る。

そして、こうした「いじめ」を受ける中で、当該児童は、本来、外で遊ぶことが好きな子であったにもかかわらず、グループに戻ることも、別のグループに行くこともできず、行き場を失い、教室内で一人で読書をするしかなくなった。

そうした状況下、当該児童は自死することになる。

なお、学校に提出する、当該児童の5年生の振り返りノート中の4月17日には、「5-■組のいいところは、なかまはずれや、いじめをしてないということです。これからも、ルールや、いじめなかまはずれをしないようにしたいです」との記載が、4月27日には、「今日楽しかったことは、昼休みに、■児と、■児と、■児と、■児と、■児で遊んだことです」との記載があるが、『「いじめ」がおとなの目にキャッチされにくいのは、良くも悪くも『子どもの領分』の現象だからである。いじめられている子ども、なかなかおとな（親や教員）には訴えないのはそのためである。いじめられている自分の無力さ、みじめさをさらしくたくないとの矜持の問題もある」との指摘がなされているだけでなく（滝川一廣「子どものための精神医学」2017年）、仲間はずれにされていること、いじめられていることを先生に訴えた場合、そのことが一層いじめを熾烈なものとなることを危惧して学校教師に訴えることを自制するということが当然に考えられることであり、教師も目にする振り返りノートに上記のような記載があることは、いじめがあったことを否定する事情にはならない。

第4 自死の要因（「いじめ」と自死との関係）

1 確固たる意思に基づく自死であると考えられること

本件において、当該児童は「遺書」を残していない。

しかし、当該児童が春休みあるいは春休みの前後に書いたものと考えられる歌詞風のメモには、「死にたい でもこわいの苦しいから こわいのよでも死にたい

だれにも言えない理由があるの いやなの、この人生 かなしみと苦しみばかりだから、死にたいの だれか私をころして。だれかおしえておねがい。私は悲しみで」と、歌詞という形態はとっているが、「誰にも言えない理由」で死にたいということが具体的な言葉によって表現されており、この時点で当該児童に既に希死念慮があったことは明らかである。

そして、直前に、タブレットで、自死を引き止める内容ではあるが、自死に関連するサイトを検索していたこと、何よりも、

、当該

児童は、確固たる決意を持って自死を決行したと考えるべきである。

なお、対策委員会の調査報告書は、「自死行為に及んだ当日も、他児童とともに近隣の成人男性宅で遊び、楽しく過ごしていたという聴き取り内容からは、当該児童が全くの無力感、絶望感に支配されていたとは断言しかねる」と述べている。

しかし、自死の直前にどのような行動の変化が現れるかという点については、不機嫌となって、怒りやイライラを爆発させる、投げやりになるといった行動がとられる場合と、これとは逆に、不自然なほど明るく振る舞う場合があることは一般的に指摘されていることであって、自死の直前、楽しく過ごしていたという事実も、自死が確固たる決意をもって敢行されたことを否定する事情にはならないと考えられる。

この点について、前橋地方裁判所平成26年3月14日判決（判例時報226号49頁）は、平成22年10月、群馬県桐生市の市立小学校6年生の女子児童が、自宅の子ども部屋のカーテンレールにかけたマフラーで縊死したという事案について、縊死の原因が「いじめ」にあったことを認めているところ、女子児童に、自殺をほのめかす言動や突然の態度の変化等、自殺の前兆行動は見つけられなかったとの事実を認定しながらも、女子児童に対する「いじめ」の経緯等を踏まえ、「本件自死直前に首つりを決意したと認められ、突発的に本件自死を図った」との認定を行っているところであり、この判例に照らしても、自殺前に自殺の兆候が見られなかったことは、固い決意を持って自死したことを否定する理由にはならない。

2 小・中学生の自殺の男女別原因

2011年から2013年の3年間に自死した小・中・高校生、男子551名、女子339名について、原因を分析すると、男子では学業や進路など「将来展望」に関わるものが多いが、女子では家族関係や友人関係など「対人関係」に関連する原因が目立つという分析結果がある（内閣府・警察庁「平成25年中における

自殺の状況」(平成25年)をもとに、舞田俊彦が行った分析(日経電子版・Dua 1 プレミアム)。

小・中学生の娘の自死の原因において、親や友人との不和やいじめといった、対人関係のシェアが大きくなっているのは、自我が未熟な児童・生徒の場合、身近な「他者」との不仲がダメージになることを端的に示している。

3 当該児童が自死した要因

では、当該児童が、確固たる決意をもって自死するに至った要因については、どのように考えるべきであろうか。

結論を先に述べれば、本委員会は、当該児童が自死した最も大きな要因は、上述した「いじめ」にあると考える。

そのように考える理由は、つぎのとおりである。

(1) 中井久夫「いじめの政治学」

まず、本委員会は、当該児童が自死に至った原因といじめの関係を考察するに際し、中井久夫「いじめの政治学」(1997年)を参考にした。

中井久夫「いじめの政治学」は、いじめの過程を「孤立化」「無力化」「透明化」の三段階に分けて考察したうえで、いじめが、実は政治的隷従、すなわち奴隷化の過程であることを明らかにしている論文であるが、「孤立化」「無力化」「透明化」の各段階について、つぎのとおり述べている。

「まず、『孤立化』である。

孤立していない人間は、時たまいじめに会うかもしれないが、持続的にいじめの標的にはならない。また、立ち直る機会がある。立ち直る機会を与えず、持続的にいくらでもいじめの対象にするためには、孤立させる必要があり、いじめの主眼は最初『孤立化作戦』に置かれる。その作戦の一つは、標的化である。誰かがマークされたということを周知させる。そうするとそうでない者がほっとする。そうして標的から距離を置く。それでも距離を置かない者には、それが損であり、まかり間違うと身の破滅だよということをちらつかせる。」

「しかし、孤立化の過程においては、相手はまだ精神的には屈服していない。ひそかに反撃の機会を狙っているかもしれない。加害者はまだ枕を高くしておれない。次に加害者が行うことは相手を無力化することである。

孤立化作戦はすでに無力化を含んでいる。孤立するということは大幅に力を失うことである。しかし、『無力化作戦』はそれだけでは終わらない。この作戦は、要するに、被害者に『反撃は一切無効である』ことを教え、被害者を観念させることにある。」

「いじめは次第に『透明化』して周囲の目に見えなくなってゆく。

一部は、傍観者の共謀によるものである。古都風景の中の電信柱が『見えな

い』ように、繁華街のホームレスが『見えない』ように、そして善良なドイツ人に強制収容所が『見えなかった』ように『選択的非注意 selective in attention』という人間の心理的メカニズムによって、いじめが行われていても、それが自然の一部、風景の一部としか見えなくなる。あるいは全く見えなくなる。」

「第三者に見えないのは、第三者が『見ない』だけではない。実際、この時期に行われる『透明化作戦』によってざっと見たぐらいでは見えなくなっているのである。

この段階になると、被害者は孤立無援であり、反撃あるいは脱出のための無力である自分がほとんど嫌になっている。被害者は次第に自分の誇りを自分で掘り崩してゆく。」

「外でのいじめられっ子は時にはうちで暴君となる。しかし、最後の誇りとして家族の前では『いい子』でありつづけようとする場合も多い。最後の誇りが失われそうになった時に行われるのが自殺である。自殺による解放幻想はすでに『無力化』の段階からはぐくまれているが、自殺幻想は自殺を一時延期する効果もある。自分が自殺することによって加害者を告発するという幻想である。家族が初めてわかってくれ、級友や教師が『しまった』と思い『申しわけない』と言ってくれるという幻想もある。実際、自殺幻想が、極度に狭まった世界の唯一つの『外』への通路ということである。」

(2) 当該児童の自死に至るまでの心理的経過

ア 4年時、当該児童は、■児が仕切る中で、他の児童との胸の見せ合いを余儀なくされる、他の児童らからズボンと下着を脱がされる（脱がされそうになる）という「いじめ」を受けていたほか、平成28年10月頃、理由は明らかではないが、■児から太ももを強く蹴られ、同年11月頃、■児、■児から一定期間仲間はずれにされた。

もともと、グループ内で仲間はずれにされても、他に行き場があれば、すなわち、グループ外の他の児童と新たなグループが形成できれば当該児童が孤立化することはない（これを仲間はずれする側から見れば、仲間はずれにした効果はほとんどなくなる）。

しかし、■児は、当該児童をグループ内で一時期、仲間はずれにしておく一方で、グループ内に囲い込むために、4年時の2学期から他の児童と一緒に当該児童の休み時間の行動を見張り、当該児童が他の児童と一緒に遊んでいるのを見ると、当該児童に「あの子と遊ばんといて」と言ったり、校舎内に戻ってくるときににらみつけたりするなどして、他の児童と一緒に遊ぶこともできず、孤立化を深めていくようになる。

イ このように2学期の10月頃からは、それまではいじめる側にも立ってい

た当該児童は、いじめられる側にも立たされるようになったというだけでなく、他の児童と一緒にすることも許されず、行き場を失っていく。

この時期の平成28年11月23日に当該児童が書いた[]日記には、「[]」と記されており、当該児童が[]児から攻撃を受け、ストレスをためこむようになっていたことを窺い知ることができる。

もっとも、「[]」という記載からすれば、攻撃を受けるようになった当初は、まだ当該児童は精神的に完全に[]児に屈服しているわけではなく、反撃の機会を狙っていたようであるが、反撃しても「[]」「[]」との[]の記載からは、「反撃しても無駄」と考えだしていたことも窺える。「無力化」の証である。

平成28年6月に行われたストレスチェックは「6」点であったものが、12月に実施されたストレスチェックでは「9」点と、同学年の4年時の女子児童の中で一番高い点数を示すに至っており、「孤立化」「無力化」が始まる中で、当該児童が相当なストレスを募らせていくようになっていたことが明らかである。

ウ 4年時の3学期になっても、平成29年2月20日、当該児童は[]児、[]児、[]児の4人で保健室を訪問しているが、養護教諭は、「3人の児童と一緒に本を読むのを、当該児童が距離をおいて見ていたのに違和感をもった」とのことであり、この時期も、当該児童に対する仲間はずれが行われていたものと考えられる。

もっとも、その一方で、3学期になっても、休み時間、[]児が他の数名の児童と一緒に運動場に出る外階段の上で当該児童の様子を見張り、グループ外の他の児童と一緒に遊んでいると、グループ内に囲い込むために、当該児童と一緒に遊んでいる児童から引き離す言動に出るということも継続的に行われていた。

3学期になっても、当該児童の孤立化、無力化は解消されず、むしろグループの中では仲間はずれにされる、さりとて別のグループの元に行くことも許されないという状況のなかで深刻化していったといえることができる。

このようにグループで孤立する中、この頃から、当該児童は、グループ外の児童に「[]児のグループから抜きたい」ということを述べるようになった。

もともと、相談した児童から、「自分たちと一緒に遊ぼう」と言われても、当該児童は「グループから抜けられない」旨を答えていた。

「そのグループを抜けてしまえば逃げられる理屈だが、それは学級や学校のなかで『ひとりぼっち』になることを意味する。『社会性』に大きな価値がおかれ、『友だち』がないことがゆゆしき事態である現代では、それはできない。苛まれつつ離れられない」（滝川一廣「子どものための精神医学」2017年）と指摘されているとおり、この時点での当該児童も、グループから抜けたときのペナルティーを怖れてか、グループから完全に抜けることはできず、4年時の3学期、■児や他の児童らと■児に筆箱を投げつける、■児が羽交い絞めにしている■児の足を、■児の指示で数回蹴って■児に怪我をさせるといふ、外形的には「いじめ」をする側に立った行動を行っている。

しかし、こうした行動は当該児童が積極的に開始したものではない。

そして、■児が主導する「いじめ」に不本意ながらも加わざるを得なかったことは、当該児童にとって、「やはり■児に逆らう」ことはできないと、その無力化を一層強いものにする件であったということが出来るが、一方、■児に対して筆箱を投げ続けた件が学校、そして保護者に発覚し、当該児童は母親と一緒に■児の自宅に謝罪に行き、大好きだった母親からも、何故、このようなことをしたのかと問い詰められる中で、こんな思いをするのであれば、いよいよグループから抜きたいという気持ちを一層強くしていったものと考えられる。

実際当該児童は、ある児童に、「グループから抜きたい」ということとともに、その理由について、「(■児の言いなりになって)無視したり、いじめたりする側に立つのが嫌」ということを述べていた。

エ なお、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」ことも「いじめ」であること、少なくとも4年時2学期以降において当該児童がいじめる側に立っていたことは、当該児童に対して、嫌なことをさせられたりする「いじめ」であったと評価することが実態に即しているものと考えられることは前述した。

中井久夫の論文「いじめの政治学」を、「子どもが読めるようにしたい」との視点で構成しなおした「いじめのある世界に生きる君たちへ—いじめられっ子だった精神科医の贈る言葉」（2016）の中には、「被害者は大人の前で加害者と仲良しであることをアピールしたり、楽しそうに遊んでみせたりします。加害者と一っしょに別のいじめに加わることもあります」と指摘した上で、このことで、「被害者は『自分は被害者だ』という自分の最後の拠り所さえ奪われますと」述べている箇所があるが、当該児童もまた、グループから抜けられずに、■児に命じられるままに■児の足を蹴る等、時にはい

じめる側に立たされることにより、「自分は被害者」だという自分の最後の拠り所も失っていったのではないかと考えられる。

オ 上述したとおり当該児童は「グループから抜きたい」と考えていたが、ここで注意すべきは、「グループから抜きたい」という当該児童の思いは、「ひとりぼっちになりたい」、それまでのグループに属している児童全員と離れたいということではなく、■児から離れたいというものであったと考える余地があるということである。

4年時の3学期、当該児童は、■4年時担任に「■児らと一緒にグループになりたい」と自分の思いを打ち明けているが、一方で、春休みに作成されている交換日記は、すべて筆跡が同一で、当該児童が一人でシナリオを描いたものと考えられるところ、この交換ノートが、当該児童、■児、■児、■児の4人で作成されたものであるとの体裁をとっているのは、当該児童が、■児とは離れて、■児らと全く別の新たなグループを作りたいと考える一方で、グループの■児、■児、■児との友だち関係は継続していきたいとも考えていたことの現れであろう。

もっとも、反撃しても効果がない■児の強さを認識し、3学期、結局、■児のいいなりになって決して本意ではない他の児童に対するいじめにも加担せざるを得なかった当該児童が、現実には、■児を排除して、自分と■児、■児、■児だけの関係を築けるかという点については、おそらく悲観的な考えを持っていた筈である。

この時期（春休み）に当該児童が書いた「私の願い事！！」と題するA4の紙に記されたメモには、「このごろさいきんふこうすぎるので、一生ふこうにならないようにしてください」「だれも、いぢめたりしないようにしてください」と記載されているのも、もやは自分の力だけでは状況は如何ともし難いものになっていると考えていることを示しているし、さらに、やはりこの時期（春休みか少なくともその前後）か少なくともその前後に作成されたものと考えられる「悲しみと苦しみ」とのタイトルの歌詞風のメモには、「死にたい でもこわいの苦しいから こわいのよでも死にたい だれにも言えない理由があるの いやなの、この人生 かなしみと苦しみばかりだから、死にたいの だれか私をころして。だれかおしえておねがい。私は悲しみで」と記されており、希死念慮が生じていることが明らかであるが、このことは、この時期、当該児童が既に相当精神的に疲弊していたことを示している。

カ ところで、5年になればクラス替えがあり、春休み中、当該児童はクラス替えにおいて■児と別々のクラスになり、■児から離れられることを相当期待していたと思われる。

しかし、その期待はかなうことなく、5年時、当該児童は引き続き■児と

同じクラスになった。

当該児童にとって、ストレスを受ける環境が継続することになったのである。

キ そして、5年生になってからも、当該児童は■児から2～3回足を蹴られているところ、1回は、■児から「ランドセル取ってきて」と言われて、「何で私が行かなあかんの。自分で行き」と断ると、当該児童の太ももや足を蹴り、にらむようにして、■児が自分で取りに行ったというものであった。

当該児童が「ランドセル取ってきて」という■児の命令を断ったのは、クラス替えにおいても■児から離れることができなかつたことから、■児からの支配から脱却するため、当該児童が最後の勇気をふりしぼって行った抵抗、反撃であったと考えられるが、ここでも抵抗、反撃は成功することなく、■児に逆襲される結果に終わったということになる。

また、この出来事とほぼ同時期と思われる、平成29年4月20日の遠足の予備日、5年時の両担任は弁当を食べるグループができた児童からその場に座らせたのであるが、■児は、当該児童に対し、■児のグループと一緒に食事をしようとするところ、■児が、遠回しに「誘わないように」と誘導をしたため、当該児童を誘うことを差し控え、結局、当該児童は一人になりなかなか座れず、グループの児童らと一緒に弁当を食べることができないということもあった。

これらの出来事は、当該児童にとって、「やはり抵抗しても無駄なのだ」「抵抗すればペナルティーがある」ということを身をもって体験する出来事、当該児童にこれまでにない絶望感を味あわせる出来事であったということができ、この出来事によって、■児と当該児童との間に、これまでにはなかった一層強固な支配、服従の関係ができあがったということができる。

平成29年4月22日の参観日の数日前、その事前学習として「友だち紹介」を実施したところ、当該児童だけが2人1組のグループを作れなかつたことは、■児の具体的な指示に基づくものとまではいえないが、■児らが当該児童を孤立化させるための見張り行為を継続し、グループ内に囲い込んだ関係を継続しようとする中で、グループの児童らが雰囲気を感じ、当該児童とグループになることを避けた可能性が高い。

ク ■児に抵抗、反撃してみたところ、その場で足を蹴られて黙らさせられただけでなく、遠足の予備日でもグループ内の誰も一緒に弁当を食べてくれないというペナルティーを受けたことで、当該児童は、「反撃は一切無効である」ことを自覚し、精神的にも観念してしまうことになる。4年時の2学期から3学期にかけて、断続的に、休み時間に行動を見張られ、グループ外の児童と一緒に遊んでいると、その児童から引き離され、「あの子らと遊ばん

といて」と言われていた当該児童は、他の児童と一緒にすることもできず、いよいよ行き場を失ってしまう。

そして、その結果、当該児童は、本来は外で遊ぶことが好きだったのに、休み時間にも外で遊ぶこともできず、専ら教室内で読書を行うようになった。当該児童は、自分を守るために、自ら「透明化」のスイッチを入れたのである。

そうした当該児童を見て、「一緒に遊ぼう」と声をかける児童もあり、一時的にその児童と遊ぶことはあったが、声をかけられても、「大丈夫」と答えて、断ることも少なくなかった。それは、おそらく、「一緒に遊べば、また4年時のように自分への攻撃が一層強まるだけでなく、その子も■児の標的とされてしまう」と考えたからであろう。

このようにして、孤立化、無力化を深めただけでなく、行き場を失った当該児童は、遠足の後ぐらいから、休み時間には教室内で読書をするようになって、笑わなくなるというだけでなく、余りしゃべることさえなくなったが、他の児童たち、そして■5年時担任でさえも、そうした読書をしている当該児童を見ても、「本を読むのが好きなのだ」あるいは「当該児童は■児から離れたいのだ」と思うだけで、違和感を感じなくなってしまうていた。

もっとも、本委員会の再事情聴取において、「当該児童はどんな本を読んでいたか」と尋ねても、答えられる児童はいなかった。

いじめは、本格的に「透明化」の段階に入っていたということが出来る。

ケ いじめが本格的な「透明化」の段階になり、当該児童は、孤立無援のもと、反撃あるいは脱出のための無力である自分がほとんど嫌になっていた可能性がある。

そして、春休み頃から既にはぐくまれていた自死すれば絶望感、閉塞感、孤立感等、すべての煩わしさから解放されるとの思いが募り、5月1日、当該児童は自死を決行するに至った。

何故、自死が5月1日に決行されたのか、その理由を解明することはできなかった。

結局、本件自死直前に縊死を決意し、突発的に本件自死を凶ったということになるのであろうが、何故、この日なのかという点を解明できなくとも、自死した大きな要因が「いじめ」にあったと認定することの支障になるものではない（前橋地方裁判所平成26年3月14日判決・判例時報2226号49頁参照）。

もっとも、5月になれば、22日から4泊5日の自然学校に行かなければならないこと、学校では、授業さえ終われば、地区あるいは家庭で安らかな時間を送ることができるが、自然学校ではほぼ5日間、孤立した時間を送り

続けなければならない状況にあったことが大きく影響していることは否定できないものと考えられる。

(3) いじめ以外の自死の要因の有無

ア 対策委員会の調査報告書は、「精神医学的な観点から当該児童の成育歴、家族歴を詳細に検討し、不適切な親子関係など成育途上での何らかの特記すべき問題点は見られず、また発達障害やその他の精神疾患への罹患も考えにくい」、また、当該児童の「母子関係や家族関係に特異な問題点は見られない。したがって当該児童の母親は相談希求対象として十分に機能していたと思われる」と述べている他、平成29年2月初め、当該児童の母親が子宮頸癌治療のため、9日間程入院している点についても、「当該児童も『癌』と知っており、その認識として、軽くない病気という程度の認識はあったであろうと思われる。ただし、もし母親が助からない病気であると思いついていても、『将来、母親が死ぬのなら先に自分が死のう』と考えるとは想定しがたい。また、当該児童が自死を図った時期とも整合しない」と述べているが、これらの判断には本委員会も異論はない。

したがって、前述したとおり、一般的には小・中学生の女子の自死の原因には、親や友人との不和やいじめといった、対人関係のシェアが大きくなっていると言われているところ、本件では家族関係が自死の要因となっていると考えることはできない。

イ また、当該児童の性格的要因が自死の実行に特段影響しているとも考えられない。

もともと、対策委員会の調査報告書は、「当該児童には、自己完結的に物事を対処する性格傾向があった。長所としては、自主性や独立性が高く、決断力があるのだが、一方で援助希求をしない、あるいはできない場合が多いという弱点を持つ。こうした性格傾向が援助希求できなかった背景要因の一つとして考えられる」と、当該児童の「自己完結型性格傾向」が、他者に援助希求できなかった背景要因の一つである旨を述べているのであるが、しかし、「自己完結型性格傾向」という用語は、児童心理学、精神医学の分野等では専門用語としても一般に使用されない言葉である。

そして、そもそも『いじめ』がおとなの目にキャッチされにくいのは、良くも悪くも『子どもの領分』の現象だからである。いじめられている子も、なかなかおとな（親や教員）には訴えないのはそのためである。いじめられている自分の無力さ、みじめさをさらしたくないという矜持の問題もある」との指摘（滝川一廣「子どものための精神医学」2017年）や、「いじめられた子が、教師や保護者に知らせないことが多いのは、大人が入り込むことによって仕返しをされたり、いじめがエスカレートしたりすることを恐れる

ためだといわれている。しかし実際にはそれだけでなく、子どもたちの親密な関係のなかに大人が入り込むことによって、これまでの関係が壊され、居場所がなくなってしまう恐れや、孤立への不安感、さらに仲間を売り渡すことになるという背信感も大きい」との指摘（森田洋司「いじめとは何か」2010年）に鑑みたとき、いじめられている子が親や教員に助けを求めない、求めることができないという現象は往々にして見られることであることが明らかである。

そうであれば、当該児童が援助希求を行わなかったことも特異なことではなく、これを「自己完結型性格」という特異な性格の如く把握することは適切とは思われない。

付言しておく、対策委員会は、5年時の振り返りノート等に、「5—■組のいいところは、なかまはずれや、いじめをしてないということです。これからも、ルールや、いじめなかまはずれをしないようにしたいです」といった記載があることを考慮しているのであるが、「いじめられている子が親や教員に助けを求めない、求めることができないという現象は往々にして見られる」ものである以上、教員が目を通す振り返りノートに事実を書かない、書けないという現象も決して特異なものではないというべきであり、振り返りノートの記載から、「いじめ」が自死の要因ではないと考えることなどできない。

ウ つぎに、対策委員会の報告書は、「グループ内には、力のアンバランスがあり、■児、■児以外は加害・被害を経験し、非常にストレスフルな関係があったことがうかがえる。本報告書では、学校統廃合後に女子グループ内に成立したこうした関係を『歪な社会関係』と呼ぶことにする」と述べた上で、「『いじめ』や小学校統合後に当該学年の女子の間に成立した『歪な社会関係』による疲弊感が自死の『要因』となったと考えられる」と述べている。

しかし、滝川一廣「子どものための精神医学」（2017年）が、「集団心理においては、なんらかの特性をもった子がいじめっ子やいじめられっ子になるのではなく、可能性としてだれもが『いじめ』をし、だれもが『いじめ』をされるようになる」「標的の入れかわりが多くなれば、結果として『いじめ』を経験する者の数は増えて、統計上、深刻化したかにみえるかもしれない。しかし、ひとりのいじめの継続期間は短くなるわけで、ひとりだけがずっと標的にされる事態とどちらが深刻かは一概にいえぬ」と指摘していること、また、後で詳しく引用するが、森田洋司「いじめとは何か」（2010年）も、「現代のいじめ集団の構造は、『加害者』『被害者』『観衆』『傍観者』という四層からなっている」ことを指摘した上で、かかる集団の中では、「常に『被害者』にまわる可能性があり、『加害者』に変身することもある。『加害者』

も例外ではなく、常に『被害者』へと落とし入れられる可能性を含んでいる。あるいは、『加害者』であり『被害者』でもあるという子どももいる。こうした『立場の入れかわり』が、学級集団のなかに、『被害者』へ陥ることの不安感を蔓延させ、誰もが口を閉ざし、教師に知らせようとしないうる囲気が醸成される」旨を指摘していることを踏まえれば、集団の中でいじめられる側といじめられる側が入れ替わることも殊更に特異な現象ではない。

殊に、多可町立■■■■小学校は、平成28年4月1日に■■■■小学校、■■■■小学校、■■■■小学校の3校を統合して開校した学校である。■■■■小学校は138年、■■■■小学校と■■■■小学校は136年の長い歴史を持つ学校であった。多可町は、平成17年11月1日、中町・加美町・八千代町の3町を合併して生まれた町で、3小学校は■■■■が設置した学校である。こうした、それぞれが異なる伝統、文化を持つ学校を一つにまとめていく作業を進め、新しい文化を作り上げる過程で、歪な関係が生じることは、ある意味、不可避的なことでもある。したがって、そうした中で、「歪な社会関係」が存したとしても、それは「いじめ」の背景的事情として把握すべきもので、これを「いじめ」の要因と考えたり、あたかも他には見られない、自死を招いた独自の要因として取り上げることは、もはや適切ではないと考えられる。

なお、本委員会の調査の結果、■■■■児もいじめられる側になったことがある事実が明らかになっており、したがって、グループの中でいじめられる側に立ったことのない児童は■■■■児だけであったことは前述したとおりである。

エ さらに、対策委員会の調査報告書は、「当該児童の年齢や好きな本の内容などから、『死』を現実なものとは捉えず、現実の中の嫌なことからの逃げ道として、非現実の世界に行くこと、すなわち『死』に救いを求めた可能性が否定できない」と述べているところ、対策委員会が、当該児童が自死直前に読んでいた本と自死の関係をどのように考えているのか、必ずしも明らかではない。

本委員会も、当該児童が、『死』を現実なものとは捉えず、現実の中の嫌なことからの逃げ道として、非現実の世界に行くこと、すなわち『死』に救いを求めた可能性」は否定できないと考えているが、本委員会は、「いじめ」によって孤立化、無力化し、希死念慮が生じていたのは既に春休みの段階で、読書をするようになったのは透明化する平成29年4月中旬以降のことであるとの認定を行っており、したがって「逃げ道」を必要とするようになったのは、対策委員会が検討している2冊の本（「こども電車」と「雪ぼんぼりのかくれ道」）を読む以前の段階であるから、当該児童が、この2冊の本を読んで自死を考えるようになった、したがって、2冊の本を読んだことが自死の大きな要因であるという考えは本委員会としては採用しない。

4 小括

以上のとおりであり、4年時の2学期以降、当該児童は、胸の見せ合いをすることを余儀なくされる、ズボン、下着を脱がされる（脱がされそうになる）という「いじめ」を受けただけでなく、平成28年11月には一定期間仲間はずれをされる一方で、この前後から、グループ外の児童と一緒に遊んでいると、休み時間における当該児童の行動を見張っている■児からにらまれたり、「あの子と一緒に遊ばんといて」と言われるなどして、グループ外の児童と一緒に遊ぶこともできず、こうした「いじめ」によって行き場を失っていくなかで相当なストレスをためこむようになった。

3学期には、■児を中心とするグループから抜きたいと考えるようになったものの、この時期も、行動を見張られて、他の児童と一緒に遊ぶとその児童と引き離す言動をとられていたため、グループから抜けることはできず、■児の指示で、他の児童に暴行を加えたり、■児が中心となって、特定の児童（■児）に筆箱を投げつける行為に加わるなどしていたが、翌年29年2月に母親が病気により入院を余儀なくされたころ、当該児童は■児に対するいじめの加害者の一員として学校から指導を受け、退院当日であった母親も学校に呼び出され、母親に謝罪させることとなった。

■児に対する加害行為に関与させられたこと、それに対する指導、母親を巻き込んだ謝罪も当該児童への心理的負担となっていたことが窺える。

こうした状況下、春休みには当該児童に希死念慮が生じていたものの、この時点では、平成29年4月から5年生に進級し、クラス替えで■児とクラスが離れることを期待し、希死念慮が春休み中に深刻になることはなかったと思われるが、クラス替えの結果は期待通りにはならず、再び■児と同じクラスになった。

それでも当該児童は、状況を打開するために、4月14日の遠足の前後頃、■児から「ランドセル取ってきて」と言われた際、これを断ることにより、■児への反撃、抵抗を試みるが、逆に■児から足を思い切り蹴られ、遠足の予備日には、グループ内の誰もが当該児童と一緒に弁当を食べてくれず、■児に対する反撃、抵抗が無駄であるというだけでなく、反撃抵抗すればペナルティーが待っていることを知らされる結果に終わった。

結局、4年時の2学期以降、いじめる側だけでなく、いじめられる側にも立たされるようになった当該児童は、グループから抜けようとするようになったものの、■児らから行動を見張られ、グループ内に囲い込まれ、拘束される中で、不本意ながらグループ内で他の児童をいじめる側に立たされることを拒絶できず、さりとてグループ外の児童と一緒に遊ぶことも制限される中で、行き場を失い、孤立化、無力化を深めていった。そして、最後の抵抗も失敗に終わった結果、最終的には、外に出て遊ぶことが好きだった当該児童は、休み時間も、読書をして

過ごす他なくなるという状況に追い込まれた（透明化の完成）。

このような経過で、当該児童の心理的な負担は高まるとともに、無力感、絶望感に支配される中で、精神的に疲弊していき、4泊5日で予定されている自然学校の実施が間近に迫った5月1日、孤立感、絶望感から解放されようと、自死を決行するに至った。

中井久夫「いじめの政治学」（1997）は、「多くの子どもの自殺が、到底果たせない『無理難題』を課せられたことを契機に、実行に踏み切っていることを強調したい」と述べているが、「グループから抜けて、新しいグループを作りたい。グループ内でいじめられるのも、いじめるのも嫌だ」ということを切実に考えていた当該児童に課せられた、一番の無理難題が、「囲い込み」「拘束」により「グループから抜けることを許さない」ということであり、この無理難題を解決できないと観念させられた、そのことが自死に至った最大の要因である。

本委員会は、そのように考える。

第5 自死に至るまでの教育委員会、学校、教職員の問題点とかかる問題点克服のための提言

上記のとおり本委員会は、当該児童が自死した最大の要因は「いじめ」であると考えているが、対策委員会も、当該児童に対して「いじめ」があったことは認定しているところ、自死に至るまでの教育委員会、学校、教職員の「いじめ」に対する対応等についての問題点とそうした問題点を克服するために教育委員会、学校、教職員に求めたいことについては、対策委員会が作成した調査報告書の第5部「自死に至るまでの背景要因と問題点」、第7部「提言」で指摘されているとおりであり、後述する「いじめ」に対し、傍観者ではなく仲裁者となるための指導教育の必要性を再確認する点を除き、本委員会としても特に付加する点はない。

また、対策委員会が作成した調査報告書の第6部「学校・教育委員会の事後対応」についても特に付加する点はない。

本委員会は、当該児童が自死した最も大きな要因は「いじめ」にあると考えているが、当該児童に対する「いじめ」には、当該児童の足を蹴るという暴力もあったものの、そうした、それ自体「犯罪」と評価できるような典型的な「いじめ」が当該児童に対する「いじめ」の主たる手法となっていたわけではない。当該児童に対する「いじめ」の中心、当該児童を精神的に孤立させ、疲弊させた「いじめ」は、グループ内で仲間はずれにする一方で、グループ外の児童と一緒に遊ばせないように拘束して囲い込み、行き場を失わせる行為であり、そうした「いじめ」が外からは見えにくいものであったことは否定できない。

しかし、現代のいじめは、典型的なものとしては、従来暴力、恐喝行為といった、それ自体「犯罪」と呼べるよう、外からみてもわかりやすいものから、仲間は

ずれ、無視といった、外からはわかりにくい陰湿かつ悪質で、対象となった児童の心を確実に蝕んでいくものに移行しているといわれているところ、既に指摘したとおり、国研の調査研究（『いじめ追跡調査2013-2015』2016）は、「仲間はずれ、無視、陰口」について、激しい暴行や傷害を伴う行為ではないため、“ささいなこと”“日常的によくあるトラブル”として見過ごされがちであるが、「しつこく繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすると、被害者が大きな精神的苦痛（いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等）を受けかねない」として、ささいに見える行為の累積がもたらす精神的被害に注意を払う必要性を説いている。

また、これも既に指摘したところであるが、滝川一廣「子どものための精神医学」（2017年）が、『いじめ』がおとなの目にキャッチされにくいのは、良くも悪くも『子どもの領分』の現象だからである。いじめられている子ども、なかなかおとな（親や教員）には訴えないのはそのためである。いじめられている自分の無力さ、みじめさをさらしくたくないとの矜持の問題もある」と述べているとおり、見えにくいからといっても、少なからぬ児童は、「自分のみじめさをさらしくたくない」「訴えたことがわかれば、いじめが一層ひどくなる」等、様々な理由でいじめを訴えることを控えるケースが少なくないのであるから、いじめられている児童からの訴えを待っていたのでは、「いじめ」が一層激しいものとなっていくのを止めることができず、本件と同様、最悪の事態を避けられないことになってしまう。

滝川一廣「子どものための精神医学」（2017年）は、「いじめの中心的手段が、客観的にとらえやすく刑法上の『犯罪』としてチェック可能な身体暴力から、冷やかしかからかい、言葉での攻撃や悪口、無視や仲間はずれ等々の心理的手段へ移ったことも、『いじめ』かどうかの線引きや対処をむずかしくしている」とも指摘しているが、線引きや対処がむずかしいからといって、手をこまねいていることはできない。

今一度、「暴力」「恐喝」といった、それ自体が犯罪を構成するような「いじめ」だけでなく、仲間はずれ、無視、陰口といった「いじめ」、友だち関係を制限する「いじめ」が、子どもたちの心を確実に蝕んでいく陰湿かつ悪質ないじめであることを再認識した上で、そうした「いじめ」を早期に発見し、いじめられている児童を速やかに救うことができるような対応ができる体制を確立することが不可欠である。

別言すると、「いじめ」による重大な被害の発生を未然に防止するには、「いじめ」が発覚したときに、その問題に対処し、再発防止策を講じることも重要であるが、それ以上に、「いじめ」を未然に防止するという観点から、あるいは早期に「いじめ」の芽を摘むという観点からの体制の整備と教職員らの児童への対応が重要なことになるのである。

そして、そうした観点から本件を振り返ったとき、既に対策委員会が指摘しているところではあるが、以下の点は、少なからぬ問題があったのではないかと云わざるを得ない点であり、ここで重ねて、その問題点を強調した上で、問題点克服のための提言を再論しておきたい。

1 いじめアンケート（友だちアンケート）の問題点と問題点克服のための提言

従前、■小学校で行っていたいじめアンケート（友だちアンケート）は、■小学校でも生活指導委員会が毎月実施し、アンケートの結果は、毎月1回開催される生活指導委員会で指導されることになっていたところ、当該児童の平成28年9月の友だちアンケートを見れば、「今、いじめられているように思います。の回答で、「なんとなく」に○を付けた後に消され「いいえ」に書き直した形跡があることがわかる。回答を書き換えたのは、いじめの事実を先生に訴えたことがわかれば、いじめが一層強まることを危惧した可能性があるが、当時、そのような可能性に思いを寄せた教員は担任の中にも生活指導委員会を構成する教員の中にも誰もいない。

さらに、平成28年11月末に実施された友だちアンケートに、■児は、当該児童が「4年■組の■児と■児になかまはずれをされていて一人にされていた」と、■児は、当該児童が「■児と■児たちになかまはずれにされていました」と、■児は、「4年■組の■児と■児が当該児童のことをなかまはずれにしていた」と記載しているが、このアンケートの記載について、事実関係を調査したり、対象児童についての指導を行なったりした形跡も見受けられない。

平成29年11月、1週間程、当該児童がグループから離れていたことは■4年時担任も気づいていたことであるが、それが仲間はずれという「いじめ」であることが、他の複数の児童から訴えられていたのである。また、アンケート以外でも、ある児童は、担任教諭に、当該児童が■児らに見張られて、グループ外の児童と遊んでいるとにらまれたり、「あの子と遊ばんといて」といわれていることを訴えたが、担任教諭はここでも特段の対応をとらなかった。

アンケートで、あるいは直接に「いじめ」の事実を訴えたにもかかわらず、何の対応もなされないというのであれば、児童の方も、アンケートに真面目に答えることさえ馬鹿らしく感じてしまうであろう。

■小学校が定めるいじめ防止基本方針では、「いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者になりうるという事実を踏まえ児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせない」という基本方針が掲げられ、「今もいじめが行われているのでは」という危機感を教員は常に持つべき旨が述べられているが、いじめアンケート（友だちアンケート）は、まさに、今行われている「いじめ」を把握する重要な資料となることを、すべての教員が今一度深く認識すべきである。

そして、これも対策委員会の調査報告書が指摘していることであるが、友だちアンケートや後述するストレスチェックは、記名式で、記入も学校で行われており、対策委員会が行った聴き取りでは、少なからぬ児童が、自分の困っていることや他の児童が困っていることを、「事が大きくなる」「仕返しされる」などの理由から、担任に報告しにくかった旨を、また「記入しているときも見張られているような感じがした」旨を述べており、アンケート等が、児童が真実を記入しやすい方法で実施されたかについては疑問がある。

また、友だちアンケート・ストレスチェックの結果は、当該児童だけでなく、児童の保護者に伝えられておらず、友だちアンケート・ストレスチェックが実施されていること自体も知らない保護者もいる。

せっかくアンケートを実施するのであれば、児童が思っていること、悩んでいることをすべて書くことができるように、やり方は改善されなければならないし、アンケートの結果が、保護者や学校の全教職員で共有できるような仕組みを構築しておかなければ、いじめ等の問題を学校が組織的に把握し、組織的に対応することは困難となり、家庭での適切な対応を期待することもできないものになる。

2 ストレスチェックの問題点と問題点克服のための提言

■■■■小学校では、6月と12月に「心と体のけんこうアンケート（ストレスチェック）」が試行的に実施されていたところ、ストレスチェックにおける当該児童の数値は、平成28年6月は「6」であったものが、同年12月は「9」に上昇しているところ、実施されたストレスチェックの最大値は「14」に設定されているが、12月に実施されたストレスチェックの結果「9」は、4年生全体でも4番目、女児の中では一番高い結果となっている。

にもかかわらず、かかるストレスチェックの結果に対して、学校が何らかの対応がとられた形跡はまったく見受けられない。

しかし、児童生徒の日常的なストレスの蓄積の度合いを測定し、ストレスの高い児童生徒については、不適切な対処行動が現れる前に、観察や相談の枠組みの中に導入することは、大変有効な予防的対応である。

■■■■小学校の実施していたストレスチェックは、使用されたストレスチェックが8項目の簡易版で、自死や不登校のリスクに対応する項目を欠いていたものであったようであるが、平成28年11月には、いじめアンケートで、「当該児童が■■■児らから仲間はずれにされている」と訴える複数の児童がいたこと、平成29年2月20日の授業の間の休み時間に、当該児童、■■■児、■■■児、■■■児の4人が、保健室を訪問したところ、養護教諭は、当該児童が距離をおいて見ていたのに違和感をもったため、当該児童に「一緒にいるのが嫌で悩んでいるのなら後で話に来てくれていい」と声をかけるとともに■■■■4年時担任にも報告していることに照らせば、遅くとも4年時の3学期中に、ストレスチェックの結果を踏まえ、発

生していた事案について総合的な分析がなされていれば、声を上げることができずに精神的に孤立し、疲弊していた当該児童の状況を把握でき、この段階で一定の対応をとることが可能であったと思料される（少なくとも5年のクラス替えにおいて、当該児童も■児と別のクラスにするということが当然に検討されていたのではないだろうか）。

ストレスチェックについても、アンケートで指摘したのと同様の問題がある。

対策委員会の調査報告書は、「ストレスチェックの結果というのは、児童生徒の心理状態の自己評価の表現である。さらに得点の高い児童生徒にとっては、それは援助希求の表現でもある。子どもたちが表現した内容には適切な返事を返さなければならない」「ストレスチェックへの回答はコミュニケーションの始まりでもあるということをよく知っておかなければならない。ストレスチェックの目的を単なる生徒管理におとしめてはならない」と述べているが、この指摘は極めて重要であり、かかる指摘を踏まえた上で、ストレスチェックについても問題点を克服する取り組みがなされなければならない。

さらに、これも対策委員会が調査報告書で指摘していることであるが、ストレスチェックへの回答がコミュニケーションの始まりであるということを知れば、ストレスチェック後、ストレスチェックの結果を踏まえて短時間でもよいかから全児童と面接を行うこと、その際、辛いこと、苦しいこと、悩んでいることがあるのであればスクールカウンセラーに相談する方法があることを教示した上で、スクールカウンセラーにたどり着く具体的方法、手順をしっかりと全児童に教えておく必要があるし、児童がスクールカウンセラーを身近なものとして捉えて、気軽に相談できる環境をつくるために、スクールカウンセラーの常勤化を実現することが検討されるべきであろう。

3 引き継ぎの問題点と問題点克服のための提言

4年時の3学期、当該児童のクラスでは、■児へのいじめに続いて、■児へのすね蹴り、■児や■児の母親からの訴え、■児らの校長への直訴が続いていた。それらに対して、■前校長と■4年時担任は、■児を呼び出し、説諭の上、反省文を書かせた。

その後、4月に校長は■前校長から■現校長に交代しているところ、前校長・現校長間の引き継ぎは、平成29年3月末に、半日くらい、学校の組織や教員の特色など概略について行われたものの、児童についての細かい引き継ぎは、校長間でなされておらず、■児についても、■前校長の表現によれば「一人ボスの子」という程度の引き継ぎがなされていたに過ぎない。筆箱事案については、筆箱を■児に投げつけたことがあったという程度のことは、校長会などで、■現校長は聞いていたが、前校長から現校長に、事案の詳細な内容やその問題点等について具体的な引き継ぎもなかった。

また当該児童の5年時担任は■■■■氏であったが、同氏の前任校は■■小学校であった。対策委員会が行った聴き取りでは、「4年時からの引き継ぎとして、女子グループに関して何件かトラブル(筆箱事案など)があったことは聞いていた。そこで、教員の目が届かないことがないようにしようと考え、休み時間に教室にしようとするとか、どのような友だち関係にあるのかをよく見ておこうと思った」ということで、本委員会の事情聴取においても、「■■児が影響力を持っている」ことは理解していたようであるが、具体的にどのような影響力を持っているのかという点については語られることがなかった。

結局のところ、4年時から、■■児を中心に、当該児童、■■児、そして他の複数の児童をもターゲットとした「いじめ」が行われているといることについて、学校全体としても、5年生だけをみても、十分な引き継ぎが行われているとはいえない。

それは、いじめ事案の対応について、生活指導委員会を中心に、教職員間で一定の情報共有はできていたものの、結局は、担任・生活指導担当・校長がそれぞれ個別に対応していたにとどまり、いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応がなされていなかったことの帰結ということができる。

したがって、対策委員会の調査報告書も指摘しているとおり、これまでの引き継ぎのあり方は再考される必要があり、いじめや問題行動にとどまらず、児童の情報が確実に引き継がれるように個人カルテを作成するなど記録のあり方を見直すとともに、引き継ぎ会議の構成メンバーも新旧担任以外の教職員の参加を検討するなど、担任の個人的判断のみに依拠しない複眼的な見方をするような仕組みを構築することが求められるし、また、組織対応の中身はこうした情報共有の仕組みを構築することにとどまるものではなく、何よりも、声を上げることのできないノーマークの児童の苦痛感、疲弊感、孤立感を的確に把握できるよう、児童の変化に敏感に気づけるよう、教職員の感度を磨いていくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門職を活用することも積極的に検討されるべきである。

4 クラス替えの問題点と問題点克服のための提言

森田洋司「いじめとは何か」(2010年)は、「文部科学省は、学校現場に配布している資料のなかで、場合によっては転校措置やクラス替えを行うことを求めている。対応を講じてもしじめが止まらないときは、いじめる子どもとの関係を一時的に断ち切ることも視野に入れなければならない」と述べているが、4年時の担任が中心となって行った5年■■組・■■組のクラス替えでは当該児童と■■児が別のクラスに分けられることはなかった。

■■■4年時担任は、養護教諭からも聞いて、当該児童が、■■児のグループから離れたいたいという気持ちを有していることはある程度把握していた。しかし、結果

的に、グループの中で、あるいはグループに近い者の中で、5年時、■児と別のクラスになったのは、■児、■児、■児、■児で、当該児童は■児と同じクラスになった。

なお、既に指摘したとおり、■児、■児、■児、■児の保護者は、いずれも■児からいじめられている旨を訴えたり、■児と別のクラスにして欲しい旨を訴えているのであって、結果的に、保護者からの訴えがあった児童については■児と別のクラスになっている。

もっとも、■4年時担任によれば、決して保護者の訴えがあった子について優先して■児と別のクラスにしたわけではなく、■児から使い走りさせられていたり、いじめのターゲットになって涙を流すなど、被害が深刻に思われる子を■児と離れた。当該児童は芯の強い子で、■児と一緒にでもまだ大丈夫と思っていた旨を述べている。

クラス替えに際し、相当な苦労があったことは理解できるのであるが、いじめを受けた場合、泣いたりしなくとも、いじめによって相当な精神的ダメージを受ける子がいることは容易に推測できることで、ストレスチェック等の結果を検討することなく、いじめに対する態度によって、いじめに耐えられるかどうかを判断するのは、やはり問題があると言わざるを得ない。「いじめがエスカレートするほど、いじめられている子は気にしないふりをしたり、我慢したりすることが多くなる」との指摘もなされているところ（森田洋司「いじめとは何か」2010年）、頑張っって気にしないふりをしている児童、我慢している児童が救われないというのでは悲劇である。

また、本件では保護者の意見を反映させたのではないとのことであるが、クラス替えに際して、保護者からの訴えは軽視すべき事情ではないものの、保護者の訴えのみが偏重されれば、保護者に訴えたことがわかれば、益々いじめがひどくなると考える等、様々な事情から、保護者には自分の気持ちをストレートに伝えられない児童に対しては、適切な対応がとられないまま、放置されてしまうことになることも言うまでもない。

これは、本委員会からの新たな提言ということになるが、平成元年に国連で採択され、翌平成2年に国際条約として発効し、我が国も平成5年4月に批准した「児童の権利条約」12条1項は、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と規定している。クラス替えに際して全ての児童の意見を聴くということは現実的でもないであろうが、特に問題を抱えている児童については、クラス替えについて、個別に希望、意見を聴く機会を持つこと、その上で聴取した希望、意見を踏まえてクラス替えを行うことが考

えられてよいのではないだろうか。もちろん、その場合、特定の児童だけの意見を聞いたなどと別の保護者からクレームがつくことのないよう、意見を聞く基準を明確にした上で、意見を聞いたことが第三者にわからないようにしておくなどの配慮が必要になるであろう。

5 いじめへの対応の問題点（見守りに終始し積極的な対応がとられていないこと、いじめを我慢している子を見抜けなかったこと）と問題点克服のための提言

対策委員会の調査報告書が指摘しているとおおり、■■■■4年時担任は、■■■■児らとグループ化していた児童の動向も掴んでいた。

また、養護教諭も、平成29年2月20日の授業の間の休み時間に、当該児童、■■■■児、■■■■児、■■■■児の4人が、保健室を訪問した際、3人の児童と一緒に本を読むのを、当該児童が距離をおいて見ていたのに違和感をもったため、当該児童に「一緒にいるのが嫌で悩んでいるのなら後で話に来てくれていいよ」と声をかけるとともに■■■■4年時担任にも報告した。

しかし、■■■■4年時担任から、「当該児童は、新しい友だちグループに移るか迷っている時期で、自分で考えて調整している様子を見守っている」との回答を得て、養護教諭も見守ることにした。

また、5年生になってからも、■■■■スクールカウンセラーは、■■■■5年時担任と■■■■教諭が立ち話をしていて、「■■■■児よりも、当該児童の方が心を許して話してくれないのが気になりだという話をしていた」ため、平成29年4月20日、「■■■■5年時担任と■■■■教諭の会話『■■■■児よりも、当該児童の方が気になるね』」と記載したメモを残している。

そして、■■■■5年時担任も、遠足の次の週くらいから、当該児童が一人で本を読んでいたりと、いつもと違うメンバーと一緒にいることが多くなったことを認識していたが、一人で本を読んで過ごしていることについては、当該児童が「読書が好きになった」と日記に書いていたこと、■■■■5年時担任自身「当該児童は■■■■児のグループから離れた方が良いのではないか」と思っていたことから、特に違和感を持つことはなかったようである。

このように、学校側は、担任教諭を含め、4年時、そして5年時も、当該児童が何か問題を抱えているのではないかとすることに薄々ながらも気づいていたが、その都度、具体的な対応をとることはなかった。

もちろん、対策委員会の調査報告書も指摘しているとおおり、大人の介入がかえって児童たちのトラブルへの対処能力の育ちを阻む恐れもあり、見守りが重要なケースもある。

しかし、後でも触れるが、「見守る」対象となっている児童に「見守られている」ということを認識させないまま、単に「見守る」というだけでは、厳しい言い方かもしれないが、「放置する」「傍観する」と大差はないが、それは問題の根源

が「いじめ」であれば、当該「いじめ」を容認することにつながりかねない対応となる。

殊に、本件では、単に「様子が変わった」というにとどまらず、他の複数の児童が、アンケートに「当該児童が仲間はずれにされていじめられている」と記載したり、この頃に実施したストレスチェックで同学年の女子児童の中で一番高い点数になっており、単に見守るだけでは不十分で、少なくとも当該児童や周囲のグループの児童から具体的に話を聞くべきであったと思われる。

そして、そのような積極的な対応がなされていれば、声を上げることができず、我慢した状態のもとで孤立化、無力化を深めていった当該児童の疲弊感、苦痛感をキャッチできた可能性は十分にあると思料される。

また、暫くの間は、「見守る」「様子を見る」という対応をとるというのであれば、「グループから抜けて、新しい友だちができるまで見守っているよ」ということを児童に知らせてあげることが必要不可欠であると考えられる。本件に即して言えば、当該児童は、グループから抜きたいという気持ちを持ちながらも、休み時間の行動を見張られ、グループ外の児童と一緒に遊ぼうとすると引き離される言動をされたためにクラス内で孤立化を深めていくことに、相当な不安、葛藤を抱えていた筈であり、当該児童を暫く見守るというのであれば、少なくとも教員は「見守っている」ということを当該児童に声かけし、当該児童を励ましてやるべきであったのではなかろうか。

なお、いずれにせよ、適切な対応をとるためには、教職員には、声を上げることのできない、あるいは声を上げずに我慢していることからノーマークの児童の苦痛感、疲弊感、孤立感を的確に把握できるよう、児童の変化に敏感に気づけるよう、自らの感度を磨くための研鑽を日々積んでいくことが求められようし、仮に、自分のクラスで、自分の学校でいじめが発生したということになれば、クラスの、あるいは学校の評価が下がるだけでなく、自分自身に対する評価、成績にも響くという感覚があるのであれば、そのような感覚を払拭すること、むしろ「いじめ」を早期に発見し、事態が深刻化するまでに問題を解決したような場合には、当該教職員、学校に良い評価を下すというシステムを構築することが積極的に検討されてよい。

6 保護者との連携不足と問題点克服のための提言

4年時、当該児童がストレスチェックで高い点数を示したことや当該児童がドリル事案を惹起していることが学校側から保護者に連絡されることはなかった。また、5年時の4月下旬に「違うメンバーと遊んでいた」「一人で本を読んでいた」と変化を感じたにもかかわらず、学校側はそのことを保護者には伝えていなかった。

当該児童の保護者は、姉が小学校低学年の時、地域での友だち関係がうまくい

じめ」も、いじめられている児童の心身に深刻な影響を及ぼすことが少なくないことを関係者が自覚しておく必要がある。

第6 本委員会の提言（「いじめ」に対し、単なる傍観者も「いじめ」の加害者であることの周知徹底を！）

多可町は、本件を契機に、平成29年9月29日、「多可町いじめ防止等に関する条例」を制定しているが、その前文では、「いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせます」と、いじめが、いじめを受けた子どもの権利を侵害するものであるだけでなく、これを放置した場合には、その子どもの生命、身体に重大な危険が発生する可能性があることを指摘した上で、「いじめを防止し、次代を担う子どもが穏やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、わたしたち全ての町民の役割であり責務です」と、いじめを防止することが全ての町民の責務であることを宣言している。

そして町内で全戸配布された、多可町・多可町教育委員会が作成した、「多可町いじめ防止等に関する条例」の制定を全町民に啓蒙するパンフレットには、森田洋司の提唱にかかる『「いじめ」の4層構造』のモデル図が示された上で、「いじめを解決するためには、加害者を減らすだけでなく、いかに多数の傍観者を減らすための取組を進めるかが重要です。学校では、傍観者から仲裁者へ転換を促す指導を行い、いじめの加害者を生まない学級集団を育てる取組を行っています」と明記されている。

本委員会は、既に学校で始まっている、「いじめの四層構造」のモデルに基づき、「いじめ」を行うこと、自ら「いじめ」をしなくとも、「いじめ」を煽ったり、「いじめ」に同調することが決して許されないということだけでなく、「いじめ」に無関心であること、「いじめ」の傍観者になってしまうことも、「いじめ」を容認する行動になるのだということを見事に理解してもらった指導、教育は極めて有意義なことであるとともに、必要不可欠なことであると考えている。

そのような考えに基づき、最後に本委員会は、「いじめの四層構造」のモデル図に従い、「いじめ」の問題を根本的に解決するためには、多くの児童が、加害者にならないということだけでなく、傍観者から仲裁者になることを理解してもらったための取組について、改めて提言をしておきたい。

- 1 「いじめの四層構造」は、森田洋司の提唱によるものであるが、同氏の著書「いじめとは何か」は、「傍観者も加害者である」と、つぎのように述べて、「いじめが、加害者、被害者と合わせた四層の子どもたちが絡まりあった構造のなかで起こっていることを明らか」にしている。

「教職員はともすれば『いじめた子 - いじめられた子』という関係に目を奪われ

て、犯人捜しや、いじめられた子の事情を調べることに終始しがちである。もちろんこうした作業が間違っているわけではない。しかし、私たちは、周囲の人々の反応によって、歯止めがかかるかどうか、左右されることを忘れがちである。

周りで見ている子どもたちのなかから、

『仲裁者』が現れる。あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、『いじめる子』への抑止力となる。この場合、いじめは、いったんクラスからなくなるか、続くとすれば新たないじめの方法が導入されたり、標的を

変えたりすることも起きる。逆に、周りの子どもたちが面白がったり、見て見ぬふりをしたりしていれば、『いじめる子』は図に乗る。

『観衆』は直接手を下してはいない。しかし、ときにははやし立てることによって、いじめの炎に油を注ぎ込む存在である。『いじめる子』にとって、彼らの存在はいじめを積極的に是認してくれる層である。その意味では『観衆』も加害者側に立っている。『観衆』のなかには、いじめのきっかけを作っておいて、いざいじめが始まると自分は手を下さず、周りで見ながら、ほくそ笑んでいる『仕掛人タイプ』も含まれる。

これに対して『傍観者』は、知らぬふりを装い、一時的に日頃の人間関係を断っている子どもたちである。彼らが冷ややかな反応を示せば、いじめを抑止する存在となる。しかし、見て見ぬふりをする態度の背景には、他者の抱えている問題への無関心さ、自分が被害者になることへの恐れ、優秀な力に対する従順さ、集団への同調志向などが横たわっており、この層の大部分は、実際には、いじめを抑止する力となりえない、傍観者的な態度は、かえって、いじめている子どもを支持する存在となる。」

「指導マニュアルなどで、『傍観者も加害者である』という考え方が示されることがある。この考え方は、この反作用モデルから導きだされたものである。傍観者層の子どもたちは、『いじめに荷担したつもりはない』『被害を与えるようなことは何もしていない』と考えている。たしかに個人の行為に着目すれば、その通りである。

しかし、反作用が何も起きなければ、いじめを助長する。したがって、傍観者は、彼らが考えているように中立とはいえない。さらに、傍観者の存在は、いじめという力の乱用に対する服従の構造を広げ、それが集団圧力となって、『止める子』をためらわせる。まさに傍観者も加害者なのである。森田らの調査（1985、1990）によれば、いじめ被害の多さは、学級内のいじめて

図4-2 いじめ集団の四層構造モデル



いる子の人数や観衆の人数よりも、傍観者の人数と最も高い相関を示している。しかし、観衆と傍観者は固定された役割ではない。常に『被害者』にまわる可能性があり、『加害者』に変身することもある。『加害者』も例外ではなく、常に『被害者』へと落とし入れられる可能性を含んでいる。あるいは、『加害者』であり『被害者』でもあるという子どももいる。こうした『立場の入れかわり』が、学級集団のなかに、『被害者』へ陥ることの不安感を蔓延させ、誰もが口を閉ざし、教職員に知らせようとしないうつ気が醸成される。

以上のように、現代のいじめ集団の構造は、『加害者』『被害者』『観衆』『傍観者』という四層からなっている。いじめの性質は、加害者だけでなく、周りの子どもたちの反応によっても決まる。いわば教室全体が劇場空間であり、いじめは舞台と観客との反応によって進行するドラマである。

多くの傍観者のなかで、いじめが進行していく状況は、抑止力を欠いたまま、学級が四層へ収斂していく過程であり、子どもたち自身による歯止めを失った状態は、集団の自己制御機能が脆弱化した証である。この状態は、『集団のインファンティリズム（退行的原初化）』とも呼ばれ、集団の『共同性』が瓦解したことを意味する。共同性を欠いた学級内の人間関係はますます希薄になり、子どもたちを孤立させる。『四層化』とは、いじめられた子どもを孤立させ、追い詰めていくことである。」

2 森田洋司が提唱した「いじめの四層構造」を、さらに敷衍して述べれば、「いじめ」についての、児童の立場は、以下の7つに分けることができると思われる。

- ① いじめられる人（他の人からいじめを受ける人）
- ② いじめをする人（いじめる本人）
- ③ いじめを煽る人（いじめる人を支持し、いじめを助長する人）
- ④ いじめに同調する人（いじめをする人と同じ考え方に立つが、行動には出ない人）
- ⑤ いじめに無関心な人（いじめがあっても気づかず、自分とは関係ないと思っている人）
- ⑥ いじめに傍観者の立場で接する人（いじめがあることを知っているが、ただ眺めている人）
- ⑦ いじめをなくすために努力する人（いじめをなくすことに努力し、上記の人たちを啓発し、仲裁者となる人）

上記②の立場に立つことだけでなく、上記③、④の立場に立つことが、人間として許されない立場に立っていることはいうまでもない。そして、そのことは多くの児童によっても理解可能なことであろう。

しかし、重要なことは、森田洋司が指摘する「傍観者」（⑤の無関心な人、⑥の文字通りの傍観者）の立場に立つことも、いじめの事実を容認している点で、結

果としていじめを支える立場にいるということであり、「いじめ」に対し、そうした立場に立っている人が少なからずいるために、いじめられる立場にいる児童は、いつまでもいじめられる側から抜け出せない状況のもとで苦しみ続けているということである。

「いじめ」を根絶するため、そして本件のような悲劇を二度と繰り返さないようにするためには、教職員はもちろん、児童も、「いじめ」に対し、「傍観者」の立場に立つことは「いじめ」に加担する立場に立っているのと同じであり、「いじめ」に対して仲裁に入れるような人間にならないことを理解しなければならないし、児童に対しては、そうした理解ができるよう、適切な教育をしていくことが不可欠であると考えられる。

- 3 もちろん、4年時の2学期から本格化する当該児童に対する「いじめ」の中心は、グループ内で仲間はずれにしておく一方で、グループ外の他の児童と遊ぶことを制限するといった「囲い込み」「拘束」のための言動で、そうした「いじめ」が、「いじめ」に加わっていなかった児童らには見えにくいものであったことは否定できない。

しかし、そうした「いじめ」によって孤立化、無力化を深めていった当該児童は、5年生になって■児の命令に従わないという最後の抵抗を試みたものの、足を思い切り蹴られ、遠足の予備日にはグループの誰も一緒に弁当を食べてくれないというペナルティーのもとで、もはや■児には抵抗できないが、かといって、他の児童らと一緒にしようとしても、にらまれたり、「あの子と遊ばんといて」と言われ、結局引き離されることになるとの思いのもとで、行き場を失い、教室内で読書をするしかなくなり、笑わなくなるというだけでなく、余りしゃべることさえなくなった。

もっとも、多くの児童たちは、そうした読書をしている当該児童を見ても、「本を読むのが好きなのだ」とか「グループから抜けようとして一人でののだ」と考え、読書せざるを得なくなった状況が、4年時から続いてきたいじめによってもたらされた状況であることに気づかなかったようであり、少なからぬ児童は、いじめがあることを知っていながら何もしなかった傍観者ではなく、本当にいじめがあることさえ気づいていなかった無関心層であったということができるともいえない。

しかし、繰り返しになるが、本件を教訓とするのであれば、いじめを知っていながら黙認する傍観者の立場が許されないものであるということだけでなく、いじめに気づかないこと、孤立化している児童を放置することも、「いじめ」を結果的に支えているのだということを見ても児童にも理解させ、不幸にも「いじめ」が発生した場合にも、多くの児童が、そうした「いじめ」の仲裁に入れるような人間に成長できるよう、教育をしていくことが望まれているのではないだろうか。

後述するとおり、本件においては、いじめる側に立っている人間も、自分たちの行為が「いじめ」であるとは自覚していなかった可能性があり、いじめる側が「いじめ」と自覚していないことを、周囲の児童に「いじめ」だと気づかなければならないというのは、多くの児童に極めて高い要求をすることになるのかもしれないが、児童の中には、■児らが、当該児童の様子を見ている、見張っているということは、皆、感じていたと思うと述べる児童もいる。

本件において、5年時の遠足の予備日以降、一人で読書をしている当該児童（透明化してしまった当該児童）が、いじめによって傷ついているのだということに気づくことは難しかったかもしれないが、それ以前の4年時の2学期以降、当該児童が仲間はずれにされたり、友だち関係の制限をされ、グループに囲い込まれて孤立化、無力化しているということについては、周囲のかなりの児童は気づいていた、少なくとも気づくことができたと思われ、この段階で多くの児童が仲裁者として行動していれば、本件のような最悪の事態は防げていたのではないかと考えられる。

ぜひ、多可町・多可町教育委員会が作成した、「多可町いじめ防止等に関する条例」の制定を全町民に啓蒙するパンフレットに明記されている、「傍観者から仲裁者へ転換を促す指導を行い、いじめの加害者を生まない学級集団を育てる取組」を積極的に進めて欲しい。

第7 「仲間はずれ」、「囲い込み」「拘束」が「いじめ」であることの認識を徹底させること、それが加害者が内省を深める契機にもなること

もっとも、本件のような「仲間はずれ」、そして「拘束」「囲い込み」といったいじめに対し、傍観者になるのではなく、仲裁者として行動できるような児童になってもらおう、また、学校、教職員においても、そのための教育指導を行うためには、児童、そして学校、教職員が、「拘束」「囲い込み」も、許されない「いじめ」であることを十分に認識しておく必要がある。

そして、そのことを十分認識させることができれば、「仲間はずれ」、「拘束」「囲い込み」を行った児童も、自分の行った行為が間違っていたことについて、真の内省を深めることができると考えられる。

1 滝川一廣「子どものための精神医学」（2017）は、80年代からの「いじめ」が従来の伝統的な「いじめ」と異なり、「いじめの内容も拡散して、ちょっとした悪ふざけやからかい、意地悪やいやがらせ、さらには暴力・脅迫・恐喝など非行や犯罪に近いものにまで多様化し、『いじめ』か否かの線引きがむずかしくなった。している者たちは主観的には『いじめ』と思っていない場合もめずらしくない」と述べているところ、今津孝次郎「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」（2005年）も、「拘束」のいじめが、外からは「気づきにくいいじめ」

であることを指摘した上で、「新しい『拘束』のいじめは、観察が難しいだけに、クラス担任一人だけで把握することは困難であり、学年ないし全校の教師が親とも連携して情報交換をしないと把握できない」と述べている。

2 本委員会も、本件においては■児らでさえ、「仲間はずれ」、そしてグループ外の他の児童と一緒に遊ばせないようにする「囲い込み」「拘束」、さらには嫌がることをさせること、いじめる側に立ちたくない者をいじめる側に立たせることが、許されない「いじめ」であることを主観的には認識していなかった可能性を否定できないし、教師も、これが「いじめ」であることについての認識は十分持っていなかったのではないかと考えている。ある児童が、4年時、■児が、当該児童がグループ外の児童と一緒に遊ぶのを制限していることを担任教諭に訴えたが、担任教諭は、「放っておけ。■児は1年生のときからあんな感じや」と言うだけだったというのも、別のグループに行かせない「囲い込み」「拘束」がいじめであるなどとは考えていなかったことを端的に示している。

3 しかし、いじめに対し、「傍観者」になるなどといったところで、なにがいじめであるのか、そのことがわかっていなければ、「傍観者」ではなく、「仲裁者」としての立場をとることなどそもそもできない。

いじめに対し、「傍観者」ではなく「仲裁者」となるような児童を育てるための教育、指導を行っていくためには、これも繰り返しになるが、現代のいじめが、従来の暴力、恐喝行為といった、それ自体「犯罪」と呼べるような、外からみてもわかりやすいものから、仲間はずれ、無視、友だち関係の制限といった外からはわかりにくい陰湿かつ悪質で、対象となった児童の心を確実に蝕んでいくものに移行しているといわれているところ、こうした「仲間はずれ、無視、陰口」も許されない「いじめ」であること、ある特定のグループから離れようとしている児童を、拘束し、囲い込んでグループから抜けさせないようにする言動もやはり許されない「いじめ」であること、こうした「いじめ」が、「しつこく繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすると、被害者が大きな精神的苦痛（いらいら・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等）を受けかねない」ものになることを教職員、そして児童も改めて理解しておくことが必要となるであろう。

4 また、今からでも、そうした教育、指導を行っていくことは、本件において、いじめる側に立っていた児童に、真の内省を深めさせる契機にもなると思われる。

いじめにおいて、加害者の内省が進むのは、その児童がどれだけの社会的規範意識を身につけているかということにかかっている。

自分のした行為が、「悪いことだったのだ」という気持ちがしっかりと自分自身の中に作られた場合には内省も進むが、自分のしたことについて、「面白かった」とか「楽しかった」、あるいは「何も悪いことはしてない」、「いじめられた子のためにしたことだ」、「悪いのはいじめられた子が……したからだ」というよ

うな感情が心の中に残っている場合には、真の内省は進まないし、そうした感情だけが強く残っている児童に、いくら注意をしたところで、注意はたいした意味をなさない。

加害児童に対して重要なことは、当該児童の身になって考えれば、「被害者の身になってみれば自分のやったことは許されないことだったのだ」ということを心から思えるような教育指導を、加害児童の気持ちに寄り添って行い、社会的な規範意識を醸成してあげることである。友だちを「仲間はずれ」にすることだけでなく、友だちが、他の友だちと遊ぶことを許さず、自分の側に「拘束」して囲い込むことも、その友だちの自由に遊びたい気持ちを踏みにじり、その主体性を脅かす許されない行為だったのだということを時間をかけてでもわからせてあげなければ、加害児童の内省は進まない。

本委員会が再事情聴取したところによれば、6年生の状況は相当落ち着いており、いじめのない状況になっているようである。それは教育委員会、学校の教職員、家庭及び地域の尽力によるところが大きいと考えられるのであるが、是非、今後も、「いじめ」のない学校を実現できるような尽力を続けるとともに、加害児童が内省を深め、傍観者や観衆が真の仲裁者に育つような教育も進めて欲しい。

おわりに

本件では「遺書」は残されていない。

しかし、春休みに当該児童が書いたメモには、「このごろさいきんふこうすぎるので、一生ふこうにならないようにしてください」「だれも、いぢめたりしないようにしてください」と、同じく春休み中か、少なくともその前後に書いたものと考えられる歌詞風のメモには、「しにたい でもこわいの苦しいから こわいのよでも死にたい」と記されていること、自死直前にタブレットで自死に関するサイトを検索していること、そして自死の態様（XXXXXXXXXX）に鑑みたとき、当該児童が、「いじめ」を最大の要因として、確固たる決意に基づき自死したことは明らかである。

4年時の2学期以降、当該児童は、自分が所属する■児を中心とするグループの中で、胸の見せ合いをすることを余儀なくされる、ズボン、下着を脱がされる（脱がされそうになる）という「いじめ」を受けただけでなく、平成28年11月、平成29年2月には一定期間グループ内で仲間はずれにされたことがある一方で、4年時の2学期から、グループに拘束する、囲い込むことを目的として、休み時間に行動を見張られ、グループ外の他の児童と一緒に遊ぶことも制限される中で、相当なストレスをためこむようになった。

4年時の3学期には、自分自身が「いじめ」の対象となっているだけでなく、「拘束」「囲い込み」の中でグループから抜けられず、いじめる側にも立たされることが嫌になって、グループから抜けたいと考えるようになったものの、簡単にグループから抜けることはできず、希死念慮を募らせるようになったが、春休みは5年時のクラス替えで■児と離れることができるのではないかという期待があったため、具体的な行動に出ることは思いとどまっていた。

しかし5年時のクラス替えでも■児と離れることができず、■児の命令に従わないという最後の抵抗反撃を試みるも、抵抗反撃は功を奏せず、当該児童は、クラスの中で孤立を深め、無力感、絶望感を募らせ、自死するに至ったと考えられる。

学校が、結果的に、当該児童の無力感、絶望感、疲弊感を受け止めた対応をとることができなかった要因は、対策委員会も指摘するとおり、いじめへの組織的対応の未整備、統廃合による教職員の多忙ということもあるし、本調査報告書で指摘したとおり、当該児童に対する『いじめ』の中心は、仲間はずれ、囲い込み、拘束による友だち関係の制限であるが、教育委員会、学校、教職員において、これらが「いじめ」であること、こうした「いじめ」も積もり積もれば、被害者に大きな精神的打撃を与え、場合によっては本件のような結末を招きかねないものであることが深く理解されていなかったためであると思われる。

本件のような悲劇が二度と繰り返されないようにするためには、「いじめ」を根絶すること、「いじめ」が行われた場合、これを早期に発見し、必要な対応をとる

ことにより、その芽を早期に摘むこと、教育委員会、学校、教職員がそのために必要な体制を整備するとともに、個人としても一層の研鑽を積むことが必要なことはいうまでもなく、本調査報告書では、「仲間はずれ、無視、陰口」、そして、友だち関係を制限する「拘束」「囲い込み」が、いずれも「暴力」「恐喝」同様、深刻かつ許されない「いじめ」であることを改めて自覚して、必要な対応をとることを提言した。

もともと、「いじめ」の問題は、教育委員会、学校、教職員、そして保護者の努力だけで根絶できる問題ではない。

学校での「いじめ」が、児童によって児童に対して行われるものである以上、児童にこそ、「いじめ」が許されないこと、「いじめ」が本件のような事態を招来するものであることを理解してもらう必要がある。

ただ、その際、単に「いじめ」が許されないものであることだけを表面的に教育指導するだけであれば、多くの「いじめ」をしない側の少なからぬ児童は、「いじめ」の問題の根源がどこにあるのかを理解できないまま、「いじめ」が発生しても、「いじめ」に無関心に、傍観者の立場に立ったままに終わってしまうであろう。

是非、本件を教訓に、「多可町いじめ防止等に関する条例」のもとで、既に始まっている「いじめの四層構造」をモデルにした、「いじめ」については、単に無関心を装うこと、傍観者の立場に立つことも、「いじめ」に加担するのと同じことなのだということを理解してもらい、「仲間はずれ」、「拘束」「囲い込み」もまた許されない「いじめ」であることを踏まえ、「いじめ」に対し、毅然とした態度をとれる人間になってもらえるような教育、指導を徹底して欲しい。

本件においても、グループに所属していなかった児童らが、グループ間で加害者、被害者が入れ替わって継続されている「いじめ」に対し、自分には関係ないという姿勢で単に傍観するという立場を取るのではなく、多くの児童が、そうした「いじめ」は許されないのだという態度を毅然と示していれば、遅くとも4年時の3学期までの段階で「いじめ」は止まっており、本件のような悲劇も起きることはなかったのではないかと考えられる。

本委員会は、そのような観点から新たな提言を行ったが、その際、「いじめ」に対して、毅然とした態度をとることを児童任せにしていたのでは、児童の側も、自分だけが、そんな態度を取れば、「今度は自分がいじめられる側になってしまうのではないか」との不安を払拭することができず、そのような態度をとることに躊躇してしまうことになるのであり、多くの児童と一緒に「いじめ」に毅然とした態度をとれるようなクラス作り、学校作りをすることなしに、「いじめ」についての傍観者をなくしていくことはできない。

それは大人の責任であり、いじめは、教育委員会、学校、教職員、そして保護者だけで解決できる問題ではないが、児童だけで解決できる問題でもなく、教育委員

会、学校、教職員、そして保護者が児童と一体となった取り組みが必要となることを付言しておきたい。

また、「いじめ」をなくすための取組だけでなく、加害児童が、本件について真の内省を深められるような、社会的規範を醸成させるための支援も継続して行ってほしい。

本件を教訓に、 小学校を初めとする全国の小・中学校が、「仲間はずれ、無視、陰口」、そして、友だち関係を制限する「囲い込み」「拘束」が決して些細な「いじめ」ではなく、深刻な事態を招くことがある深刻な「いじめ」であることを自覚した上で、そうした「いじめ」は絶対に行わない、そうした「いじめ」については決して傍観者とならない児童であふれかえった学校になることを切に願っている。

平成31年3月31日

多可町いじめ調査委員会

委員長 吉 田 竜 一

.....
【参考文献】

- ・森田洋司（2010）「いじめとは何か」中公新書
- ・中井久夫「いじめの政治学」（1997）みすず書房・中井久夫集6所収
- ・中井久夫「いじめのある世界に生きる君たちへーいじめられっ子だった精神科医の贈る言葉」（2016）中央公論新社
- ・滝川一廣「子どものための精神医学」（2017）医学書院
- ・国立教育政策研究所（2016）「いじめ追跡調査2013－2015」
- ・今津孝次郎（2013）「いじめ認識の弱点を乗り越える『事件対処型』発想と『教育対応型』発想」『教育と医学』第61巻11号
- ・今津孝次郎「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」（2005年）
- ・舞田俊彦一日経電子版・ u プレミアム（2014年11月6日）